

応用倫理—理論と実践の架橋—

Vol. 8 別冊
2015 年 3 月

北海道大学大学院文学研究科
応用倫理研究教育センター

目 次

〈結婚〉と〈入籍〉のあいだ——フランスとの比較を通して

大島梨沙…………… 1

〈結婚〉の周辺にあるもの——女性同士の親密性から考える

赤枝香奈子 …… 15

結婚の形而上学とその脱構築——契約・所有・人格概念の再検討

藤田尚志…………… 24

討 論 …… 41

結婚という制度 その内と外——法学・社会学・哲学からのアプローチ

日 時：2015 年 1 月 11 日（日）13：30～16：45

場 所：北海道大学学術交流会館小講堂

北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センターは、本学におけるジェンダー・セクシュアリティ学に関する研究・教育のプラットフォームとしての機能を担うことを使命の一つとしており、その活動の一環として例年この分野に関する公開シンポジウムを開催してまいりました。今回のシンポジウムで取り上げたテーマは「結婚」です。結婚は、言うまでもなくジェンダー・セクシュアリティに深く関わる制度であり、近年は特に同性婚をめぐる議論の中でそのあり方が再考されています。多様な人びとが幸せに生きることのできる社会となるために、結婚という制度をめぐっていま問われるべき課題とは何でしょうか。本シンポジウムでは、法学・社会学・哲学の各分野から若手研究者をお招きして、異なる三分野のアプローチを交差させることにより、結婚という制度をその内と外の両面から検討することを試みました。

企画・司会：近藤智彦（北海道大学大学院文学研究科准教授）

講師略歴

大島梨沙（おおしま・りさ）

北海道大学大学院法学研究科博士課程修了。現在、新潟大学大学院実務法学研究科准教授。専門は法学、特に民法学・家族法学。論文に「『法律上の婚姻』とは何か（1）～（4・未完）——日仏法の比較研究」（『北大法学論集』62 巻 1 号／3 号／6 号／64 巻 2 号、2011 年／2012 年／2013 年）、「フランスにおける非婚カップルの法的保護（1）／（2・完）——パックスとコンキュービナージュの研究」（『北大法学論集』57 巻 6 号・58 巻 1 号、2007 年）など。

赤枝香奈子（あかえだ・かなこ）

京都大学大学院文学研究科博士課程修了。現在、大谷大学文学部講師（2015 年 4 月から、筑紫女学園大学現代社会学部講師）。専門は社会学、特にジェンダー／セクシュアリティ研究。著作に『近代日本における女同士の親密な関係』（角川学芸出版、2011 年）、『セクシュアリティの戦後史』（共著、京都大学学術出版会、2014 年）など。

藤田尚志（ふじた・ひさし）

フランス・リール第三大学博士課程修了。現在、九州産業大学国際文化学部准教授。専門は哲学、特にフランスの近現代思想。大学論、結婚論についても研究を展開している。共著に、Brigitte Sitbon (éd.), *Bergson et Freud* (PUF, 2014) や金森修編『エピステモロジー——20 世紀のフランス科学思想史』（慶應義塾大学出版会、2013 年）、西山雄二編『人文学と制度』（未来社、2013 年）など。

〈結婚〉と〈入籍〉のあいだ ——フランスとの比較を通して

大島梨沙

新潟大学大学院実務法学研究科准教授・法学

1. はじめに

(1) 概念整理

本題に入る前に、結婚に関して日本ではいくつかの言葉がありますので、私の報告ではどのような言葉の使い分けをするかを簡単にご説明しておきたいと思います。ちなみに、この言葉の使い分けは私の報告に限ってのことですので、あとのお二方の報告とは関係がないということをお断りしておきます。

まず〈入籍〉という言葉ですが、これは一般的に使用されている「役所に婚姻の届け出をすること」という意味で使いたいと思います。実はこの言葉遣いは法的には正しいものではありません。法的に正しく定義するとすれば、「ある者がある戸籍に入ること」というのが入籍の概念です¹。ですので、必ずしも婚姻に限られるものではなく²、養子縁組によって養子が養親の戸籍に入ることでも入籍と言えます。また、戸籍法上、入籍届というものを出すことが求められる場面というのは、例えば離婚後に、子どもの氏を父親の氏から母親の氏にし、母親と同じ戸籍に入れる場合など、子の氏と親の氏が異なる場面です（戸籍法 98 条）。以上のような次第ですので、法的には必ずしも正確ではありませんが、本報告では、一般的な使われ方を重視し、「役所に婚姻の届け出をすること」という意味で〈入籍〉という言葉を使います。いずれにしても、この言葉が戸籍の存在を前提とし、それを強く意識させるものであることを指摘しておきたいと思います。

次に、〈婚姻〉という言葉ですが、これは「男女が結婚すること、及び結婚している状態をいう法律用語³」として使われています。ふだん話すときに婚姻という言葉はあまり使わないかと思いますので、本報告でもそのまま法律用語として使いたいと思います。日本の場合に当てはめると、婚姻の届出をした結婚が婚姻ということになるかと思います。

最後に一番問題の〈結婚〉という概念ですが、これはあえて定義せずに使いたいと思います。結婚と聞いて私たちが漠然とイメージする一般的な意味で使う、ということにしておきたいと思います。結婚という言葉によってイメージするものは人によって違うと思うのですが、少なくとも、婚姻よりは広い概念と

1 『法律学小辞典（第4版補訂版）』（有斐閣）。

2 夫婦は原則として新戸籍を編製する（戸籍法 16 条 1 項）のであって既存の戸籍に入るわけではないため婚姻の届出は厳密には入籍と言えないとも考えられるが、夫婦のために新たに作られた戸籍に入るという意味では婚姻も入籍の一つと言える。

3 前掲注 (1)。

言えると思います。

本報告ではこのような三つの言葉の使い分けをするわけですが、今回比較対象とするフランスでは、これらはすべて mariage (マリアージュ) という一つの言葉で表現されています。フランスにおいては、mariage という言葉が一般的に使われる場合には、それが法律上も mariage として扱われることを前提としています⁴。逆に言えば、法律上 mariage ではない関係のことを mariage とは一般的には呼称しません。Union libre (ユニオン・リーブル、自由結合) とか concubinage (コンキュビナージュ、内縁) と呼ばれています。

また、フランスには〈入籍〉にあたる言葉がありません。確かにフランスでも婚姻は登録されるのですが、それは入籍と同一視できません。というのも、そもそもフランスには戸籍制度というものがありません。つまり家族単位での登録というものがなく、人々の登録は個人単位で行われています。家族単位の「籍」に「入る」ということが起こりえません。このことからしても、日本の入籍という概念は独自のものであることが分かります。

(2) 本報告の趣旨

言葉の話が長くなりましたが、本シンポジウムの趣旨は、結婚という概念を再検討するというものであるということをご依頼をいただいたときに伺いました。私は、法学を専攻している人間として、その中でも、制度という側面から結婚を再検討するという役割を与えられております。本報告では、〈結婚〉の制度化とはどういうことなのかを確認したうえで、日本の現行の婚姻制度がどのような特徴を有するのかをフランスと比較しながら明らかにし、その課題を示したいと思います。

2. 〈結婚〉において制度が果たす役割とは？

2-1. 〈結婚〉と〈入籍〉の存在意義

(1) 人はなぜ〈結婚〉するのか？ ― 〈結婚〉のメリット

私たちはなぜ結婚するのでしょうか。結婚のメリットとは何でしょうか。これは必ずしも「婚姻制度を使う」という意味ではありません。単に、なぜ結婚するのか、という意味です。この問いに対しては様々な分野からの分析があるかと思いますが私がここで取り上げたいのは、経済学による分析です。「結婚の法と経済学」という分野で言われていること⁵を ― 私は経済学の専門家ではありませんので完全に理解しているわけではありませんが ― 私なりにまとめたものが以下の①から④になります。

① 生活していくため：規模の経済性、分業（比較優位）、等

まずは、「生活をしていくため」に結婚する、ということがあります。

「規模の経済性」とは、たとえば一人暮らしから二人で暮らすようになった場合に、これまで二つ必要だった洗濯機や冷蔵庫が一つで済むようになるように、一緒に住むことで、一人当たりの生活費を安く抑

4 フランスの一般的な辞書である *Le petit Robert de la langue française* によれば、mariage とは「法律によって規定された要件の下での二人の人の正式な結合」を意味する（傍点、筆者）。

5 アントニイ・W・ドゥネス、ロバート・ローソン編著、太田勝造監訳『結婚と離婚の法と経済学』（木鐸社、2004年）、橘木俊詔・木村匡子『家族の経済学 ― お金と絆のせめぎあい』（NTT出版、2008年）77頁以下。

えることができる、ということを意味します。

生活のための「分業」については、結婚の場合はとりわけ「比較優位を利用した分業」がメリットとして挙げられます。つまり、二人それぞれに得手不得手があるとき、例えば一方が相対的に高い賃金を稼ぐことができ、一方は家事が上手という場合に、二人がそれぞれの得意なことを多く行うことにより、それらの仕事を等分に分担する場合よりも生産性が高くなるという考え方です。さらに、一方がどちらかに特化することによって、その分野での技術が次第に向上し、時間が経過するにつれて、その得手不得手の差はより大きくなっていくかもしれません。そうすると分業のメリットはさらに高まります。

それ以外にも、「収穫逦増性」（例えば、二人が一緒になることによって、料理の材料は二人分必要ですが調理時間は二倍にはならないため、その浮いた時間で別に有用な生産ができ、収穫が増える）、「投資活動の協調」（一方がより高い所得を得ようと資格取得を目指して自己投資をする場合に、稼働している他方から費用を融通してもらうことができ、金融機関からお金を借りるよりも簡単に融資が受けられる）といったメリットが指摘されています。

② いざというときのため：相互保険機能

二点目が、「いざというときのため」という目的です。経済学では「相互保険」機能と呼んでいるようです。つまり、結婚していれば、失業とか病気で一方が働けなくなったり給料がもらえなくなったとしても、もう一方が働くことによって生活を支えることができます。つまり、不測の事態に生活を保障し合うことができます。

③ 情緒的満足のため：共同消費、時間共有

三つ目は、「情緒的満足のため」という目的です。一緒にいるだけで楽しい、ということです。このことを、経済学的には「共同消費」とか「時間共有」という言葉で説明するようです。

④ 子を産み育てるため：特殊的資産としての子

最後に「子どもを産み育てるため」ということですが、子どもというものの存在の特殊性が経済学で指摘されています。「特殊的資産 (specific asset)」というのは耳慣れない言葉かと思うのですが、「途中で相互の計画が中止されてしまうと価値が激減してしまうような資産」のことで、結婚の場合には、重大な特殊的資産が子どもと言えます⁶。つまり、夫婦関係を続けている限り価値はあるけれども、それが中断されると価値が激減してしまうものとして、子どもが挙げられています。この場合の子どもの特殊性とは何なのでしょう。

子どもの性質については、以下の三点ほどが指摘されています。まず、子どもを育てるのにかかるコストに対し、子どもから将来介護してもらえるかもしれないという見返り（資本回収）があるわけですが、その見返りは即時に期待できるものではなく、だいたい先の話であるという点で、超長期的な投資であるということです。二つ目の特徴として、現代において子どもは基本的にコストがかかる消費財だということです。昔であれば子どもに労働してもらおうということがありえたわけですが、現在では、とにかく子どもはお金がかかるものになっています。三つ目の特徴は、そういう現実があるとして、子どもを育てることを負担とを感じるか、それとも価値が高いものと感じるかは人によって違われ、段階によっても違われかもしれないということです。このような特殊性から、夫婦協力して子育てしようというプロジェクトに入ったとしても、そのプロジェクトが中止されると（子育てに価値を見出していた場合でも）親は重大なコ

6 ロイド・R・コーエン（訳：太田勝造）「結婚：長期的契約」・前掲注（5）前者 29 頁。

ストを負担しなければならなくなってしまいます。一例を挙げると、子どもと一緒にいたいのに共に過ごす時間が失われたり、反対に、子育てを負担と感じているのに誰にも頼れなかったりする可能性があります。子どもがいると新たなパートナー探しの市場での価値が下がってしまうということも親にとってはコストと言えます。以上から、④が結婚において一番難しい問題を生み出していると思います。

今日これら結婚のメリットが減っているというのは、確かです。これは、暮らしが便利になったこと、労働市場が変化したこと、外部からのサービス調達が容易になったことなどの理由によって、「おひとりさま」であっても十分に生活していくことができるという背景があるからです。

もう一つの見方として、このようなメリットは、別に結婚によらずとも、ほかの関係性からも得ることができるということも指摘できます。友人同士でルームシェアする場合を考えると、少なくとも①～③は得ることができます。これに対して、何が結婚の固有のメリットかという点、やはり④の「子どもを産み育てるため」という点ではないかと思います。これはもちろん、結婚以外の関係によって調達することも不可能ではないと思います。例えば精子バンクや一夜の関係を利用して——すなわち結婚の外部で子どもをもうけることができます。子育てについては、友達同士で育てるとか、親族と育てることができます。あるいは、一人で育てていくということは考えられなくはないですし、実際にそうしている方もいるかもしれません。しかしながら、その実現には困難を伴う状況ですので、それよりは結婚した方がメリットがある、と考える人の方が多いという事実があると思います。

(2) 日本人はなぜ〈入籍〉するのか？——制度を使う側から見た〈入籍〉のメリット

以上の①～④は、二人で一緒に生活することで得られるメリットです。では、二人が単なる共同生活に留まらずにさらに入籍するというのは一体何にメリットを感じているからなのでしょう。

つまり、日本人はなぜ入籍するのかということですが、その理由は四点ほど挙げられると思います。

i) お墨付きを得るため：承認、正式性

一点目は「お墨付きを得るため」ということです。「承認」とか「正式性」という機能です。

ii) 夫婦であることを証明するため：戸籍による公示性

二点目は「夫婦であることを証明するため」ということです。戸籍により「公示性」が得られます。i) と ii) は連動しています。これらによって夫婦であることが証明しやすくなって、周りの人々からの信頼を得やすくなるというわけです。つまり、「入籍によって社会的な信用が高まる」というわけです。ところで、現在、社会が入籍というものに与える価値はかつてよりも上がっている印象を受けます。明治民法ができた当初は、入籍は人々に浸透しておらず、入籍よりも親族によって夫婦として承認されるということの方がよほど重要だったのです。それに対して現在では、結婚式を挙げているかとか、親族から承認を得ているかという話よりも、とにかく入籍をしているかどうかの方が重要になっているように思います。ですから、「入籍しました」という言葉遣いが増えてきているという印象を持っています。ですが果たして、〈入籍〉にそれだけの価値づけに値する内実があるということは担保されているのでしょうか。入籍した関係は本当に信用できると言えるのでしょうか。

iii) 税制上の優遇や社会保障給付を得るため：国家サービスの享受

三点目は、「税制上の優遇や社会保障給付を得るため」ということです。つまり、国家から何らかのサービスを受けるためには入籍しておいた方が都合がいいということです。しかし、これらのサービスを

受けるために夫婦が一定の生活形態を強いられるというのであれば、そこには問題が残ります。

iv) いざというときのため：義務の不履行、離別、死別の際の救済

四点目は、「いざというときのため」ということです。夫婦に期待される義務を一方が履行しない場合や、離別や死別の場合に、入籍をしておけば何らかの形で救済されうることです。では、日本の婚姻制度では入籍をしておけば本当に安心なのか。それを後で考えてみたいと思います。

2-2. 〈結婚〉の制度化

(1) 〈結婚〉をなぜ制度化するか？——制度を作る側から

結婚の制度化については、上記 i) ～ iv) に示したようなニーズがあるというのは確かですが、ではどのように制度化されているかということに焦点を当てます。

まず、結婚をなぜ制度化するか、制度を作る側に立って見てみたいと思います。なぜ結婚に関する決まりを作って社会における人間の行動や関係を規制しようとするのかということですが、これについては様々な言説がありますのでとても紹介しきれものではないのですが、これも「結婚の法と経済学」の分析にヒントを得て、以下のとおりまとめてみました。

・【共同生活財】【結婚財】の私人間での供給を促進するため

第一の制度化目的は、結婚のメリットの個所で述べた、①～④によって生み出される「共同生活財」とか「結婚財」の、人々の間での供給を促進したいということです。夫婦が支え合って生活すること（共同生活財）も、子どもを産み育てられること（結婚財）も、制度を作る主体（国や社会）にとって望ましいことであるためです。この結婚が持つ①～④の機能というのは、夫婦関係が壊れてしまえばその関係のために費やしたせっかくの投資がむだになってしまうという性質を持つものでもあります。例えば、「比較優位を利用した分業」を行っていた夫婦の関係が破綻してしまった場合、一方の存在を前提にして自己の得意な仕事に専念していた他方は、単独で生活するのが結婚前よりも困難になります。結婚にはそれが存続する限り①～④のメリットがありますが、そのメリットは、夫婦関係が破綻したときには多くの損失を被ることと表裏一体です。ですから、人々に安心して結婚生活に入ってもらうためには、夫婦関係をできるだけ破綻させないようにしたり、一方的な関係解消を禁止したり、万が一破綻しても損失を軽減することが有用と考えられ、そのために結婚の制度化がなされるということになります。

・結婚内部での危険に対処するため

第二の制度化目的としては、人々の自由にしておくと結婚内部で暴力等の危険が発生する可能性が高いため、これに対処する必要があるということが挙げられます。閉ざされた私的空間、特に親子や男女の間では支配・被支配の関係が起りやすく、その中で「支配される側」が押しつぶされるのを防ぐ必要があります。すなわち家庭内の弱者を虐待や暴力から保護する必要があります。放っておけば最悪の場合には死に至ることもあり、それは社会にとっても損失ですので、制度によって予防したり救済しようということです。

以上のように、関係が破綻したときや関係存続中にトラブルが発生した場合に、制度的保障が何もないと不正義が生じる可能性が高いため、結婚を制度化する必要はないという見解もあるかとは思いますが、私自身はその立場には立ちません。ですが、どのように制度化すればいいのかについては検討の余地があると思っています。

(2) 〈結婚〉をどのように制度化するか？

では結婚をどのように制度化するのか、について簡単に述べたいと思います。

・制度化するのは誰か？

まず、制度化するのは誰かについては今日では国家ということになっていますが、そのような時代になったのは長い歴史で見ると最近のことです。ヨーロッパでは長らく教会が制度化の主体でした。またそうでない国々においては、社会とか世間といいますか、民族といいますか、集団といいますか、そのような主体が制度化していた時代もありました。ですが、本報告では国家によるものを中心に検討していきたいと思います。

・何によって制度化するか？

それから、何によって制度化するのか、というのも先ほどの話と連動しますが、国家による制度化の場合は法律を手段にすることが多いのですが、慣習による場合もあります。イスラム法などでは聖典が制度化の手段となっているかと思います。本報告では、現在の日本がそうになっていますので、法律を中心に検討したいと思います。

・どのように制度化するか？

それから、どのように法制度化するかについては、様々なやり方があります。その中で一点だけ指摘しておきたいのが、婚姻制度というものに独占させるのか、それとも「登録パートナーシップ制度」などの婚姻と類似した制度を並立させるのかという問題です。

例えばフランスの場合、「パックス (PACS)」という制度があります。これは、二者間で共同生活を送るための契約を結び、その契約を締結したことを登録するという制度です⁷。パックスはあくまで共同生活のためのもので、同性間であっても異性間であっても締結することができます。一方、婚姻制度は家族を創設するためのもの(子を育てる基盤となるためのもの)、という形でパックスとは区別されており、当事者が使いたい方を選ぶことになっています。このように、結婚の制度化にあたっては登録パートナーシップ制度の存在も看過しえないものがありますが、本報告では婚姻制度を中心に見ていきたいと思います。

・結婚の法制度化の特殊性

結婚には、契約などを法制度化するのとは違う特殊性がある、と経済学の方から指摘されています⁸。制度化するにあたって、契約と結婚とでは何が違うのでしょうか。結婚の場合、当事者が引き受ける義務を厳密に定めることはできません。普通の契約、例えば売買契約であれば、「対象物を引き渡しなさい」「お金を払いなさい」という義務がはっきりしているのに対して、婚姻の場合、「毎日、夫は妻に優しい言葉をかけなさい」といった細かいことまで言い始めたら、夫婦が負う義務内容を厳密に定めることは到底できません。加えて、結婚では義務の実効的な強制をすることができません。例えば「妻と一緒に同居しなさい」という義務があったとしても、夫が同居を嫌がった場合に実際に強制的に同居させることができるかという、それは不可能だという話になります。さらには、結婚に伴うリスクが男女間(二当事者間)で対称でない、ということも挙げられます。例えば出産において男女の負うリスクは違いますし、性別役割分業をしている場合も、それぞれが負うリスクは対称でないでしょう。

7 詳細については大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護(1)/(2・完)——パックスとコンキュビナーージュの研究」(『北大法学論集』57巻6号・58巻1号、2007年)。

8 コーエン・前掲注(6)26頁。

そうしたことから、まず前提としておきたいのは、結婚について完璧で欠点のない制度化は不可能だということです。そこで以下では、よりましな制度をいかに作るかという観点から、日本とフランスの婚姻制度を比較してみたいと思います。フランスは日本と真逆なことをやっているため、対照先として面白いのです。フランスと対比することで、日本の婚姻制度の特徴がよく見えてくると思います。

3. 日本の現行の婚姻制度——フランスとの比較

日本の婚姻制度の内容のうち、フランスと違う点を中心に見ていきたいと思います⁹。

3-1. 婚姻の成立要件——婚姻するにはどうすればよいか？

(1) 実質的要件

まず、どういう人が婚姻できるかという、実質的要件の話です。

・婚姻障害

年齢、性別、近親婚禁止の範囲、再婚禁止期間、これらはすべて、フランスと日本とでは異なっています。日本については、皆さん大体の知識をお持ちだと考えて、フランスを中心に説明していきます。

フランスでは婚姻ができるようになる年齢（婚姻最低年齢）は男女とも18歳です（仏民144条¹⁰）。18歳というのはフランスの成人年齢です。婚姻最低年齢は以前は男性17歳・女性15歳だったのですが、親族集団によって（主に少女が）強制的な婚姻をさせられるのを予防するために18歳に引き上げられました。男女とも18歳となったのには、男女平等の実現という趣旨もあります。ただ、例えば16歳で妊娠してしまった場合どうなるのかという問題は、もちろんあります。このときには重大な事由が存在すると考えられ、検事に請求することによって婚姻障害の免除を受けることができます（仏民145条）。つまり、妊娠してしまった場合には、未成年の結婚を例外的に認めるという扱いになっています。これに対して日本では、婚姻最低年齢が男性18歳・女性16歳と男女の違いが残っており（日民731条）、また日本の成人年齢である20歳との間に差があるという点でフランスと異なります。

性別に関する婚姻障害については、昨今大きな話題になっています。フランスでは2013年5月から、同性間でも婚姻が可能になりました（2013年5月17日の法律第404号）¹¹。なぜそうなったかと言いますと、同性間での婚姻を禁止することは性的指向による差別であり、平等に反すると人々が考え、法律を改正したからです。ちなみに、後に述べる「父性推定」というものについては同性婚には及ばないのですけれども、それ以外についてはすべて、男女間の夫婦と同じ取り扱いとなっており、共同養子縁組も結ぶことができます。これに対して日本では、明文の規定はないのですが、婚姻は男女間に限られると考えられています¹²。

9 フランスの婚姻制度に関する近年の邦語文献として、大島梨沙『法律上の婚姻』とは何か（1）～（4・未完）——日仏法の比較研究（『北大法学論集』62巻1号／3号／6号／64巻2号、2011年／2012年／2013年）；大村敦志ほか編著『比較家族法研究 離婚・親子・親権を中心に』（商事法務、2012年）。

10 以下、フランス民法を「仏民」、日本民法を「日民」と表記する。

11 齊藤笑美子「すべての人のための婚姻——同性婚の合法化」論究ジュリスト8号（2014年）94頁。

12 シンポジウム後の2015年2月11日、渋谷区が同性カップルに「結婚相当」との証明書を発行する条例案を検討しているとの新聞報道に接した。性別による婚姻障害の妥当性を再考する端緒となりうる国内初の事例と言えようか。

近親婚禁止の範囲については、細かい話になってしまいますので概略だけお話しします。フランスにも日本と同じような近親婚禁止の規定がある（仏民 161 条・162 条・163 条）のですが、例外的な場合には、近親婚禁止が免除される可能性が制度的に設けられています。おじ・姪間、おば・甥間の婚姻禁止、および配偶者が死亡した後の義理の父母（先死配偶者の父母）との再婚禁止は、大統領により免除される可能性を残しているのです（仏民 164 条）。これに対し、日本では、免除の可能性がありません。なぜ全面的に禁止されているのかを考えさせられる一例と言えます。

最後に、再婚禁止期間の存否という違いが挙げられます。日本では、再婚する場合、女性は前婚解消から 6 カ月間待機しなければならないという規定（日民 733 条）がありますけれども、フランスではこれは 2004 年に撤廃されました¹³。男女平等に反するということと、父性推定の重複を避ける必要がなくなったから、ということが撤廃の理由として挙げられます。

このようにフランスでは、婚姻したいと望む人が婚姻にアクセスするのをできるだけ認めようとしています。男女や性的指向による不平等が起こらないようにしているわけです。一方で、婚姻は当事者が十分に判断能力を持った上で、その自由意思により結ばれることを重視しており、低年齢や支配・被支配が起こりやすい関係での婚姻を禁止しています。

これに対して日本の場合、婚姻障害の範囲を合理的に説明できるかという点、疑問が残ります。後ほどまとめてもお話ししますが、日本では婚姻の枠組みが堅固ではないか、婚姻に入るか入らないかという場面における強硬性、融通の利かなさが強いのではないかと思います。

・婚姻意思

実質的要件の二点目の「婚姻意思」も、今の話と少し関係します。フランスでは、両当事者の婚姻に対する同意によって婚姻が成立することが大前提とされ、婚姻に対する同意がないのであれば、それは婚姻ではなく、婚姻は存在しないということが明文化されています（仏民 146 条）。したがって、（次の手続の部分で述べる通り）そもそも同意がないのに婚姻が成立するという事態が生じないように工夫していますし、当事者の同意がなかったことが事後的に明らかになった場合には利害関係者であれば誰でも無効を主張でき（絶対的無効）、当事者の同意が一応はあったけれどもそれに瑕疵があった場合（強迫されて同意した場合や錯誤があった場合）は、婚姻から 5 年以内であれば（仏民 181 条）、夫婦（の一方）と検察官がその無効を主張できます（相対的無効、仏民 180 条）。無効となった場合には、当該婚姻は最初から存在していなかったものとなります。

これに対し、日本では、「当事者間に婚姻をする意思がないとき」婚姻は無効という規定（日民 742 条）はあるのですが、当事者の婚姻意思がなければそもそも婚姻は存在しないという前提を徹底しようとはしていません。例えば、詐欺または強迫によって婚姻した場合（婚姻意思に瑕疵がある場合）、その婚姻の取消しを請求できるわけですが、請求可能なのは詐欺・強迫を受けた当該当事者のみであり、しかも詐欺を発見もしくは強迫を逃れた後から 3 カ月以内にしなければなりません（日民 747 条）。詐欺・強迫を受けた当事者が 3 カ月以内に取消しを請求するというのは現実には非常に難しいと考えられますので、日本の制度上では、詐欺・強迫による婚姻が存在しても仕方がないと考えられているように思えます。その上、取り消したとしても、当該婚姻は最初から存在していなかったものとなるのではなく、取り消した時点から将来に向かってのみ存在しないことになります（日民 748 条 1 項）。取消し時点までは当

13 シンポジウム後の 2015 年 2 月 18 日、再婚禁止期間の違憲性についての判断が最高裁判所大法廷に回付されたとの新聞報道に接した。日本でも再婚禁止期間が短縮もしくは撤廃される契機となりうる。

事者の婚姻意思に瑕疵があっても婚姻が存在したことを肯定しているのです。以上から、日本の法では、親族の圧力によってしぶしぶ婚姻するといった事態は生じてしまっても仕方がないものとしており、例外的に、当事者が思い直して請求をすれば救済するという形に留まっていると言えるように思います。

(2) 形式的要件——手続

次に、手続の話に移りたいと思います。

日本では、婚姻の届書に署名・押印の上それを提出し、受理されれば婚姻が成立するという、非常に簡単な手続きが採られています（日民 739 条）。届出は必ずしも役所に出向かなくてもよく、代理人に提出してもらい、郵送するといった方法でもよいことになっています。

これに対してフランスでは、婚姻成立の手続に当事者も国も膨大なコストをかけています。まず婚姻したい当事者は、必要書類を役所に提出します。場合によっては婚姻の経緯についての聞き取りが行われて、当該婚姻が強制的なものでないことを確かめる手続きが付加されます。その後、婚姻の式典が行われるということが 10 日間、市役所に掲示されます（仏民 63 条・64 条）。これは、当該婚姻に婚姻障害事由がないこと、異議申し立てがないことを確かめるための期間です。その期間が経過した後で、区役所において婚姻の式典が行われます。式典においては扉は開かれていなければいけません。そして、少なくとも二人の証人のもとで、身分吏が夫婦の義務についての民法の条文を読み上げます。そのうえで、身分吏は、当事者から婚姻に対する同意、互いを配偶者とするに対する同意を取ります。この同意により、法の名の下で、婚姻が成立したことが宣言されます（仏民 75 条）。その後、婚姻証書が作成され、これによって婚姻が成立したことが証明されます（仏民 76 条）。なお、この式典の前に市役所以外で婚礼を執り行った場合には、その主宰者には刑事罰が科されます（仏刑法典 433-21 条）。

以上のように、非常に厳格な婚姻成立手続が用意されているのですが、これで何をしているかといいますと、同意の真実性を担保しようとしているのです。当事者が自由意思により、婚姻の内容がいかなるものか、夫婦の義務とはいかなるものかを理解したうえで同意しているということを保証することにより、夫婦に法的責任を課することが可能になりますし、第三者は当該夫婦を信用することができるというわけです。それから、婚姻の成立自体に手間がかかるようにすることで、安易な婚姻を防ぐという趣旨もあります。

このようなフランスと比べますと、日本の場合、提出された書面の形式的審査のみで婚姻の届出が受理されるため、当事者の同意の真実性は手続上は担保されていないことになります。そうすると、フランスの視点で見れば、夫婦に法的責任を課し、第三者が当該夫婦を信用するための前提が整っていないことになります。つまり、婚姻の中身は空洞なのではないでしょうか。これが、後ほどまとめの部分で言う「中身の空洞」(B) の話です。

3-2. 婚姻の効果——婚姻するとどうなるか？

(1) 財産的效果

次に、婚姻すると夫婦の財産的關係はどうなるかということですが、日本は財産的な保障は非常に弱いと言えます。まず、婚姻中の法定夫婦財産制は別産制です（日民 762 条）。これは、専業主婦だった場合には不利な財産制です。たとえば夫が自分の特有財産、すなわち夫が会社からもらった給料や給料を使って取得した財産を夫の判断によって処分してしまうということについて、妻は何らの介入も行うこ

とはできないことになっています。もっとも離婚のときなどに十分財産的保障がされればそれでも問題ないと言えるかもしれませんが、後ほど述べるとおり、そうはなっていません。

これに対し、フランスでは、当事者が夫婦の財産のあり方を自由に取り決めることを前提として制度が組まれています（夫婦が契約を結んで設定する約定夫婦財産制についてはかなり技術的な話になりますので割愛します）。当事者が特に契約を結ばなかった場合の法定夫婦財産制は、後得財産共通制です。つまり、婚姻後に取得した財産を夫婦で共通のものとするので、専業主婦であっても財産的保障があります。共通財産は、夫婦のいずれもが、単独で管理することができますが、他方の同意なしに、第三者に贈与したり、不動産などの重要な財産を売却することはできません。婚姻前から有していた夫婦の一方の固有財産についても、それが夫婦の住居である場合には、売却等は他方と共同でなければなりません。なお、夫婦の一方が他方の同意なく借入れを行ったり保証契約を結んだ場合、夫婦の共通財産から返済をすることは許されず、その者の固有財産から返済することになります。一方の勝手な行為から夫婦の財産を守ること、住宅において安定的に居住できることに配慮しているわけです。これを見ると、日本の財産制では、一方による勝手な財産処分に対する歯止めがないことが分かります。

(2) 非財産的效果

・氏

日本では、婚姻すると夫婦いずれかの氏一つを両者が名乗ることと法定されており（日民 750 条）、実際には 9 割以上の夫婦が夫の氏を選択しているというのは周知の事実です。なお、婚姻の届書に、夫婦の氏のいずれを選択するかを記入する欄があり、ここへの記入がないと婚姻届が受理されないため、一方が他方の氏に変更することは、日本では実質的に婚姻の要件になっています。民法 750 条の規定は性中立的ですので男女不平等と一概に言えないところがありますが、少なくとも、当事者間に氏を変更する者としないう者が生じる点で、婚姻の際にかかるコストに不平等があることは確かです。

他方、フランスには、夫婦の氏についての明文は 2013 年まで存在しませんでした。現在では、夫婦は婚姻によって、他方の氏を名乗ったり、生来の氏に他方の氏を連結させて名乗ることが可能である旨が民法に規定されました（仏民 225-1 条）が、あくまでもそれは通称であり、身分登録簿上は、生まれたときの氏名が維持されます。このことと比較すると、日本においては、婚姻と氏とが分かちがたく結び付けられ、一方が他方の氏に戸籍上変更するということを実質的な婚姻の要件にして、夫婦間の不平等を強制している点に特徴があることが分かります¹⁴（後述「A 枠組みの強硬性」）。

・非財産的義務

日本では、夫婦間の非財産的義務として同居義務と協力義務が法定され（日民 752 条）、貞操義務は判例によって肯定されていますが、フランスでは生活共同義務（仏民 215 条）、尊重義務、貞操義務、協力義務（仏民 212 条）が明文で課されています。特に、最後の尊重義務は、夫婦間での暴力が許されざるものであることを示すものであり、DV があった場合に、尊重義務違反として離婚が肯定される根拠ともなっています。非財産的義務は条文に書いたところでそれを実際に夫婦に強制できるわけではありませんが、何が夫婦に求められる義務であるかを明確にしているため、婚姻時にはそれを了承して夫婦生活に入ることになりますし、離婚時にこれらの義務違反が考慮されることになるという機能を持ちます。

14 シンポジウム後の 2015 年 2 月 18 日、夫婦同氏強制的違憲性についての判断が最高裁判所大法廷に回付されたとの新聞報道に接した。最高裁の判断が注目される。

つまり、後の整理でいうところの「B 婚姻の中身」にとって重要と言えるでしょう。

・父性推定

日本の場合、妻が婚姻中に「懐胎した」子を夫の子と推定する（また、婚姻後 200 日以降離婚後 300 日以内に生まれた子を婚姻中に懐胎したものと推定する、日民 772 条）、当該推定を否定するための嫡出否認の訴えができるのは夫だけである（日民 774 条）という明治民法以来の原則を（判例による一定の緩和が行われてはいますが）現在も堅持しています。ですから、DV から逃れるために夫と別居し、その離婚手続きに時間がかかっている間に新しく出会った男性との間に産まれた子について、元夫との間に父子関係が成立してしまうといういわゆる「離婚後 300 日問題」や、元夫に居場所や子どもの存在を知られることを恐れて出生届を出さない「無戸籍児」のような問題が出てきます。しかし、フランスの場合、父性推定にこのような強硬性はありません。まず一点目は、妻が懐胎した時点ではなく「出産した時点」で夫であった人を父親としている（仏民 312 条）ため、日本の推定制度の不都合の一定部分は緩和されています。ほかにも、別居判決や離婚判決の手続きが行われている間に懐胎された子については父性推定は働きませんし、出生証書の父の欄が空欄であった場合にも、推定は及びません（仏民 313 条）。したがって、「離婚後 300 日問題」や「無戸籍児」問題は起こらないことになります。なぜこのような柔軟な対応が日本ではできないのでしょうか。その背景には、戸籍上、或る婚姻の枠内で産まれた子はその婚姻の枠に入るのが原則（そして、戸籍にそのように記載されるのが原則）という婚姻の「枠組みの強硬性」（A）があるように思います。

3-3. 婚姻の解消

（1）離別解消

・協議離婚の手続

日本では、協議離婚の場合は、離婚届に記入・押印して提出し、受理されれば成立という簡単な手続きとなっています（日民 764 条・765 条）。子どもの親権者がどちらになるかについては窓口でチェックされますが、それが子にとって最良の選択であるかといった実質的な審査はなされません。夫婦間での財産の清算や離婚後の子の監護のあり方についても、当事者が別途家庭裁判所に申し立てない限り、審査がされることはありません。これに対し、フランスでは、当事者の合意により離婚することは可能ですが、その場合でも、合意書を作成し、裁判官がそれをチェックし、当事者に対して聞き取りを行ったうえで離婚を宣告するという形になっています（仏民 230 条以下）。また、離婚については合意があるが、離婚の条件について合意がなされていない場合にも、裁判所での手続きが用意されています（仏民 233 条以下）。

・裁判離婚の要件

日本では、協議離婚が成立しない場合でも、不貞、悪意の遺棄、3 年以上の生死不明、強度の精神病、その他婚姻を継続しがたい重大な事由があれば裁判によって離婚が認められます（日民 770 条）。しかし、婚姻関係の破綻の原因を作った者からの離婚請求については、信義則に反しないものであることが求められており、同居期間と比較しての長年の別居、未成熟子の不在、苛酷状況に陥らないこと、が要件となっています（最大判昭和 62 年 9 月 2 日民集 41 巻 6 号 1423 頁）。これに対し、フランスでは、2 年以上の別居期間があれば、「終局的関係悪化による離婚」が認められます（仏民 238 条 1 項）。これは離婚紛争の泥沼化を避け、平和的に解決することを目指したことによるものです。これと比較します

と、日本では、離婚裁判において、裁判官にいかん当該離婚請求が信義に反するものか（あるいは反しないものか）を訴えなければならない構造となっており、裁判離婚が泥沼化しやすい一因となっています。

・離婚の財産的効果

日本では、離婚の際の財産的効果として財産分与という制度があります（日民 768 条）。これは、一方と他方の財産に不均衡がある場合に、財産の多い一方から少ない他方へ財産を分け与えるというものであり、その性格は、実質的な夫婦共有財産の清算、扶養、慰謝料の三つを含むとされています。ですが、この財産分与は、協議離婚をした後で、夫婦が合意をして決定するのが原則となっており、合意ができない場合には、当事者が家庭裁判所に申し立てをして家庭裁判所が定めることとなっています。家庭裁判所が扱う財産分与事件は年間 7000 件程度であり、全離婚数に比して非常に少なく、財産分与をせずに離婚している夫婦も多いことが推測されます。財産分与した場合でも、その額が妥当であるとは限りません。これに対し、フランスでは、まず、離婚の際、夫婦財産の清算を行います（仏民 267 条）。法定夫婦財産制の場合、婚姻後に夫婦が形成した夫婦共通財産を互いに 1/2 ずつ分け合うことになります。それに加えて、補償給付の支払いが命じられることがあります（仏民 270 条以下）。これは、婚姻の解消により各自の生活条件に生じる不均衡を補償するための給付です。それが可能で妥当と思われる場合に裁判官によって決定されるもので、これらの支払いは、有責配偶者に対してもなされる可能性が認められています。

・子どもの親権者・子の監護に関する事項

日本の場合、父母が婚姻関係にある場合には二人が共同で子どもの親権者となります（日民 818 条）が、離婚、非婚の場合の親権者は一人となります（日民 819 条）。また、共同親権の場合でも、二人の意見が一致しない場合などについての手当てはほとんどなされていません。これに対し、フランスでは、離婚後であっても共同での親権行使が原則となっています（仏民 373-2 条）。共同行使のあり方については民法で規定されており、離婚後の子の監護に関しては、裁判所が関与する形となっています（仏民 373-2-6 条以下）。

以上を一言で言うと、日本では、一方が離婚を望まない場合に離婚紛争が泥沼化しやすいこと、離婚時の財産的保障が弱いこと、離婚後の子の監護のあり方に対する裁判所によるチェック体制が弱いこと、という三つの特徴があることになります。

(2) 死別解消

死別解消時であればさすがに配偶者の財産的保障はされていると思われるかもしれませんが、実際には、配偶者相続権（法定相続分は少なくとも 2 分の 1）が認められているにすぎません（一定の場合には、遺族年金受給権による保障も存在することがあります）。もし先死配偶者が全財産を第三者に遺贈していた場合、配偶者には遺留分減殺請求権がありますが、一番少ない場合は遺産の 4 分の 1 しか配偶者の手元に残りません（日民 1028 条）。この生存配偶者の取り分は、場合によっては少なすぎ、場合によっては多すぎるものと言えます。つまり、婚姻期間の長短といった夫婦の実態にかかわらず一律である点に問題があります。これに対してフランスでは、死別解消の場合でも、夫婦財産制の清算がまず行われます。法定夫婦財産制の場合、共通財産の 1/2 が生存配偶者のものとなります。そのうえで、残った先死配偶者の財産（残りの夫婦共通財産と先死配偶者の固有財産）について、共通の子どもがいる場合は相続権（相続分 1/4）か、全ての相続財産に対する用益権が認められます（仏民 767 条）。さらに

は、先死配偶者が賃借していた住宅に生存配偶者が居住している場合、先死配偶者の賃借権を継承するといった形で、生存配偶者の居住利益の保護も図られています（仏民 1751 条 3 項）。配偶者相続分 4 分の 1 と聞くと少ない気がするかもしれませんが、そもそも夫婦共通財産を清算してその 2 分の 1 が配偶者に分配されたうえで、さらに先死配偶者の遺産の 4 分の 1 が分配されるわけですから、やはり日本より保障されていると言えます¹⁵。

4. 日本の婚姻制度が抱える課題

雑駁な比較になりましたが、現状をまとめますと、以下のように言えると思います。

日本の婚姻制度：【A 強硬な枠組み】と【B 中身の空洞】

日本では婚姻制度において枠組みが非常に強硬です（A）。誰がどの氏を名乗るか、どの戸籍に入るかということについては強行的法規を厳格な形で運用しています。ですが、その制度の中に入った人たちがどういうルールに従って、どういうことを行うべきかということについては、法律に詳しい定めはなく、司法はほとんど介入しません（B）。むしろ、司法は無力だと言いたいと思います。なぜこのような構造になっているのかと言いますと、日本の場合は、司法に対する信頼がなかったといえますか、司法ではなく世間によって問題を解決する機会が多かったからだだと思います。すなわち、近所のおばちゃん、親族、会社集団等から「結婚したのだからこうしなさい」という圧力をかけられたり、「離婚しそうだ」というときは「こういうふうに解決したらどうだ」といったアドバイスをうけたり、そのような世間による紛争解決が多くなされてきたのではないのでしょうか。ではなぜ、枠組みが強硬なのかと言いますと、氏とか戸籍が家族イデオロギーというものを形成して、それが世間に作用していたからではないかと思っています。家族の枠だけはしっかり固めておいて、その中に入った人は世間というインフォーマルな力で援助する、という感じだったのではないのでしょうか。ですが近年になって、このインフォーマルな世間の力は弱まってきているように思います。

このような現状を確認したうえで、何が課題かということを指摘しておきたいと思います。

司法が無力なうえに世間による問題解決の力が弱まっているという点（B）については、世間に代わるような実効的な司法の介入が必要だと思います。ですが、日本人がまだ司法を信用できないのだとすると、そこまで積極的に介入しない方がいいのかもしれませんが、NPO など第三者的な力を使った方がいいのかもしれません。いずれにせよ、現実求められる救済を提供する方法が考えられなければなりません。

それから、現行の婚姻制度の枠組みが狭くて強硬だという点（A）については、それをもう少し柔軟にしていくことが考えられます。その際に立ち戻って考えるべきは、婚姻制度の存在意義です。なぜ結婚は制度化されているのかということから考えると、現在の婚姻障害や氏・戸籍のあり方の中には、柔軟化できる部分が多くあるように思います。けれども、前述した構造のゆえに日本においては硬い枠組みがあること自体が重要なのだとすると、それを弱めてしまうと別の問題が起こってくる可能性があること

15 シンポジウム後の 2015 年 1 月 30 日、生存配偶者の財産的保障を強化する法改正検討が諮問されたとの新聞報道に接した。

には注意が必要です。従来の氏・戸籍が家族のシンボルの役割を果たしていたことに鑑みると、それに替わるシンボルを新たに作ることができれば氏・戸籍のあり方を変えることが可能になるとも考えられます。例えばフランスでは、身分登録は個人単位ですが、婚姻証書上では夫婦単位で表記されますし、婚姻の際に「家族手帳 (livret de famille)」が交付されます（父母が非婚の場合は子の出生の際に交付されます）。家族のシンボルの存在は個人主義の国フランスにおいても重視されていること、他方で、戸籍や氏の形でなくても家族のシンボルとなりうるものがあるというのが興味深い点と言えるでしょう。

5. おわりに

結婚については諸外国の状況がよく紹介されていて、日本もこう変えるべきだと言われるようなことが多いのですが、それだけでは不十分なのではないかと私は思うのです。あくまでも、日本人にとっての「結婚」とは何か、日本人にとって望ましい制度のあり方とは、ということを私たち自身が考えていく必要があると思います。今日のこの機会に、そのことについて何か示唆を頂ければと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

〈結婚〉の周辺にあるもの ——女性同士の親密性から考える

赤枝香奈子

大谷大学文学部講師・社会学

私はジェンダーとセクシュアリティの社会学を専門にしており、特にその中でも女性同士の親密な関係について、歴史社会学・文化社会学の観点から分析してきました。今回は「結婚という制度」についてのシンポジウムということで、同性同士の結婚についてお話ししたいと思います。

最近、同性同士の結婚がニュースでもよく話題になっています。同性婚、あるいはそれに近いものとして、パートナーシップを登録することで何らかの法的な保障を得るパートナーシップ制度——その名称は国によってさまざまですが——というものもあります。パートナーシップ制度は1989年にデンマークで認められたのが最初とされています。

世界には「同性婚 (gay marriage, same-sex marriage)」を正式に認めている国々があります¹。日本でも近年、同性同士の結婚が話題になる場面がありました。これは2013年3月に行われた、東京ディズニーリゾートで初と言われた同性同士の結婚式のシーンですが、元タカラジェンヌの東小雪さんとそのパートナーの増原裕子さんの結婚式の写真です。

あるいは、先月のことなのですが、グラビアタレントの一ノ瀬文香さんと女優の杉森茜さんが今春、結婚式を挙げるということで、記者会見が行われました。二人そろってウェディングドレスを着用して式を挙げるとのこと²、一ノ瀬さんは、「日本での同性婚は法的には認められていないが、日本でも同性同士の婚姻が可能となることが願い」と言っています³。

この少し前、朝日新聞に「同性婚さん いらっしゃい」という記事が掲載されました⁴。やはりここでも「法律で結婚が認められていないからこそ、式だけでも挙げたい、というカップルが増えている」と書かれています。見ていただきたいのは、掲載されている写真のカップルが、それぞれウェディングドレス同士、あるいはタキシード同士ということで、女性同士、男性同士、それぞれ二人が同じ衣装を着けているのが同性婚のイメージとして出されていることです。この記事でも「法律で認められていない」というこ

1 オランダ (2001 年)、ベルギー (2003 年)、スペイン (2005 年)、カナダ (2005 年)、南アフリカ共和国 (2006 年)、ノルウェー (2009 年)、スウェーデン (2009 年)、アルゼンチン (2010 年)、ポルトガル (2010 年)、アイスランド (2010 年)、デンマーク (2012 年)、ウルグアイ (2013 年)、ニュージーランド (2013 年)、フランス (2013 年)、イギリス (2013 年)、ルクセンブルク (2014 年)、フィンランド (2014 年)。そのほか、アメリカ合衆国の一部を除く州などでも認められている (2015 年 1 月現在)。

2 「“同性婚” 一ノ瀬 & 杉森茜が会見」 (http://www.asahi.com/and_w/interest/entertainment/CORI2046247.html)。

3 「一ノ瀬文香と杉森茜が“同性婚” へ」 (http://www.asahi.com/and_w/interest/entertainment/CORI2046245.html)。

4 「同性婚さん いらっしゃい」『朝日新聞』大阪版、2014 年 11 月 3 日。

とを「結婚できない」ことと解釈していて、「せめて結婚式だけでも」という説明がなされています。

確かに日本には、海外にあるようなパートナーシップ登録制度や同性婚の制度はありません。そういう制度がない中で、「結婚できない」とされている同性同士が何らかの法的保障を得るための手段として、養子縁組を行ったり、公正証書を作成したりしてきました。ただ、これが私の今日のテーマなのですが、本当に同性同士で結婚できなかったと言えるのでしょうか。これはもしかしたら現在の「結婚」の概念と異なるだけではないか、という視点からお話をしたいと思います。

私は今まで、新聞・雑誌記事を分析対象として研究を行ってきたのですが、雑誌記事の中には同性同士の結婚を取り上げたものがあります。今日はそのような雑誌記事の一部をご紹介しますのですが⁵、もちろん、それらは必ずしも現実を反映しているわけではありません。特に今日ご紹介するものには、「ゴシップ記事」といえるようなものもたくさん含まれています。だから、これらの記事に書かれていることが真実であるとか、これらの記事が当時の社会を反映しているなどと言うつもりは全くありません。ただ、「同性愛」とか「同性愛者」というイメージ作りにメディアの与えた影響は非常に大きかったと考えています。つまり、日本では同性愛が法で禁止されたりしているわけでもないのに、同性愛者あるいは同性愛に対する嫌悪、差別が見られます。それはなぜかと考えたときに、やはりメディアの影響は大きかろうと思うのです。

今日の話の中心となるのは1960年代から70年代なのですが、まずその前史について少しお話ししたいと思います。私が研究してきたところによると、戦前は「同性愛」という言葉は今と少しニュアンスが違って、「エス(S)」などという名称で呼ばれる女学校時代の親密な関係、とくに精神的なつながりを指す言葉として使われていました。また、そのような同性愛は「卒業とともに終わるもの」とみなされていました。ただし、それは本人たちの意思でというよりは、当時の強い結婚規範、つまり「絶対に結婚しなければならない」というのが大前提としてあって、多くの女性は、女性同士の親密な関係を続けたくてもやめざるをえないという状況があったからです。にもかかわらず、それを「成長すると、自然に異性愛に移行するもの」と言い換えることで、異性愛をさらに強く規範化していくということが行われていました⁶。

こうした中で行われる女性同士の親密な関係というのは、本人たちにとって「結婚とは対置されるもの」でした。つまり結婚というのはあくまでも義務であり、それに対して、自分の意思で相手を選んで精神的に深いつながりを持つ、という女性同士の親密な関係は、結婚とは対置されるものとして捉えられていました。それは結婚とは相容れないもので、卒業後はやめないといけないことと本人たちも思っていました。中には大人の女性同士の親密な関係の事例というのもわずかに見られました。それで、「同棲愛」や「女夫婦」というような言葉が雑誌・新聞記事などにも出てきます。

戦後になると、同性愛といえばもっぱら「女学校時代の親密な関係で、かつ精神的なつながりである」という認識枠組みは徐々に消えていき、おそらく今の同性愛概念に近いものになっていきます。1950年代が転換点で、このころから肉体的な関係を指す言葉に変わっていきます⁷。

戦後のレズビアン表象については、杉浦郁子さんという研究者の方が研究されているのですが⁸、杉浦

5 プライバシーを考慮し、一部、名字を伏字にした。

6 赤枝香奈子、2011『近代日本における女同士の親密な関係』（角川学芸出版）。

7 詳しくは、赤枝香奈子、2014「戦後日本における「レズビアン」カテゴリーの定着」、小山静子・赤枝香奈子・今田絵里香編『セクシュアリティの戦後史』（京都大学学術出版会）。

8 杉浦郁子、2005「一般雑誌における「レズビアン」の表象 ― 戦後から1971年まで」『現代風俗学研究』11: 1-12; 2006「1970、80年代の一般雑誌における「レズビアン」表象 ― レズビアンフェミニスト言説の登場まで」、

さんが分析されたところでは、1960年代に「肉欲的なレズビアン」イメージ、モチーフが雑誌上に登場してくるということです⁹。これは性的に奔放で食欲に快楽を得ようとする、そういうレズビアンです。そうなのがその後も雑誌の中での支配的なレズビアン表象になっていく、と述べています。私も杉浦さんが収集した雑誌記事に当たりつつ、それ以外の雑誌記事も見ていて気づいたことは、1960年代から70年代にかけて、「レズビアン夫婦」とか「レズ夫婦」という言葉で女性同士の結婚とか女性同士の夫婦関係が取り上げられている記事が見られるということです。

これ¹⁰が割と早い段階で出てきたもので1964年9月10日の『週刊現代』に掲載された記事ですが、「女と女が結婚式を挙げてからの1年間——その奇妙な生活と姫路市民の複雑な表情」となっています。ここでは「女と女の結婚式——それが、なにも冗談や、悪ふざけで行われたものでないことは、(媒酌人を頼まれた)堀越さんの困惑ぶりからもうかがえようというもの」「(周囲の人が見守るなか)男装の美沙子さんが型通りの三々九度盃を傾ければ、女装の百合さんはこれを受け、結婚式を、終えることができた」「このあと、二人揃って婚姻届けを姫路市役所へ提出にいったという。だが、もちろん現行の「戸籍法」以前の問題だけに、受けつけられる筈がない。そこで、美沙子さんは“妻”の百合さんを『妹』として入籍、新婚旅行に旅立っていった」と書かれています。これがその結婚式の写真です¹¹。

女性同士の夫婦の記事は戦前から見られるのですが、1960年代以降の特徴は、実際に当事者の語りが出てくるということです¹²。この結婚自体は、この記事が出た時点では破綻しかかっているのですが、そうした自分たちの結婚を振り返って、「男装している」と言われた美沙子さんの方が、次のように言っています。「結婚というけど、私たちは衣裳をつけてみたかっただけ。愛しあっている者が懂れるでしょ、結婚式というものに……あれよ。披露宴をやったりしたのは、本当のところ、私が百合ちゃんを離したくなかったから。友人たちを呼んで正式に披露すれば誰も私たちの間に割りこめないからよ」と、自分たちが結婚した理由を語っています。ちょっと面白いと思うのは、同じ記事の中で、姫路にはこういうカップルが12組もあるという話が紹介されていることです。

次はまた別の記事です。これ¹³は1966年11月7日号の『女性自身』で、タイトルは「女どうしの夫婦 ピーターとマコ」となっています。ピーターという名前の横に「女バーテンダー」という職業が書かれています。そして、マコという名前の横に「女子大生」と書かれています。見て分かると思いますが¹⁴、男性的な女性と女性的な女性の組み合わせです。この副題が「恍惚と反逆の“愛”に賭けるこういう青春」となっていますが、実際に記事を読むと、「もう別れようと思うんだ」という夫ピーターの話が出ています。なぜか。「マコは高校教師になるっていうし、そしたら、こんな関係つづけるわけにはゆかないもんな。

矢島正見編著『戦後日本女装・同性愛研究』（中央大学出版部）；2008「日本におけるレズビアン・フェミニズムの活動——1970年代後半の黎明期における」『ジェンダー研究』第11号：143-170。Sugiura, Ikuko, 2006, “Lesbian Discourses in Mainstream Magazines of Post-War Japan: Is Onabe Distinct from Rezubian?” in Diana Khor and Saori Kamano eds., “*Lesbians in East Asia: Diversity, Identities, and Resistance*,” New York: Harrington Park Press.

9 杉浦、2005。

10 「女と女が結婚式を挙げてからの1年間——その奇妙な生活と姫路市民の複雑な表情」『週刊現代』1964年9月10日。

11 同記事、写真。

12 それ以前の「女夫婦」などの記事では、第三者による伝聞情報の記述などが中心であった。

13 「女どうしの夫婦 ピーター〈女バーテンダー〉とマコ〈女子大生〉——恍惚と反逆の“愛”に賭けるこういう青春」『女性自身』1966年11月7日。

14 同記事、写真。

そりゃそうだ。高校教師は別の宇宙に住んでいるのだから」。こういう職業というか階層・階級の問題が、この当時の女性同士の結婚あるいは夫婦の話を、ずっとついて回ることになります。

またこれ¹⁵は別の記事なのですが、1969年4月10日の『週刊平凡』です。「女同士で結婚するマヤとみちのある青春」となっていて、マヤとみちをそれぞれ「カレ」と「カノジョ」と、男性と女性にたとえているのですが、実際の写真を見るとこういう感じです¹⁶。皆さんがどう思われるか分かりませんが、私から見ると、どっちが「カレ」でどっちが「カノジョ」か分かりません。どっちも十分フェミニンな女性に見えます。

これ¹⁷は1970年代の記事ですが、「日本“女性”とオーストラリア女性のレスビアン国際結婚 ― 日本最初の奇妙な夫婦」となっています。これもやはり女性の格好と男性の格好をして式を挙げているところに注目していただきたいと思います¹⁸。この記事でも、「彼」の方が「彼女を養女にするつもり」と言っています。

なお、この記事を含め、今日ご紹介する記事では「レスビアン夫婦」とか、「レズ夫婦」という言葉が出てきます。私自身は「レズ」という言葉を基本的に使いません。当事者に向けて非常に差別的に使われてきた歴史がある言葉だからなのですが、ここでは過去の資料の紹介ということで、「レズ夫婦」という言い方もさせていただきます。

1973年7月14日の『女性自身』の記事¹⁹ではまず、「夫」と「妻」という形でそれぞれのプロフィールが紹介されています。「夫」の方は「レズ用語でタチという男役」、「妻」の方は「レズ用語でネコという（女役の）存在」と書かれています。そして「ネコ」のマキさんの方は、「彼の戸籍に入ることを唯一の喜びとしている」と紹介されています。

対談の中でも、籍の問題が話されています。

富島（インタビュアー）「籍の問題はどうなっているの？」

健（夫）「1年以上もたったことだし、そろそろいれなければいけないと思っているんです」

富島「しかし、法律的には夫婦として、認められないでしょう？」

健「ですから、彼女をボクの養女として、入籍するんです」

それで、妻のほうに聞きます。

富島「子どもは生みたいと思わない？」

マキ「ほしいことはほしいけれど…。でも、男性に接してまで生みたいとは思いません」

これ²⁰も70年代の記事で、「ドキュメント レズ夫婦」というグラビアに近い記事ですが、ここで「レズ夫婦」という言葉が出てきます。「ひっそりと生きる」というタイトルがついているのですが、「この二

15 「女同士で結婚するマヤ（21歳）とみち（19歳）のある青春 ― “G・S キラーのマヤ” はなぜ男に絶望したのか」

16 同記事、写真。

17 「日本“女性”とオーストラリア女性のレスビアン国際結婚 ― 日本最初の奇妙な夫婦・〇〇夏子さんとシルビア嬢の愛の姿」『ヤングレディ』1970年6月15日。

18 同記事、写真。

19 「新連載 若い性を考える 富島健夫の面接対談調査 第①回レズビアン夫婦（夫・24才 妻・24才）指が二人の快感を高めるのかい？」『女性自身』1973年7月14日。

20 「ドキュメントレズ夫婦」『ヤングレディ』1973年10月29日。

人が同棲生活をはじめてから、まる一年になる」と書かれています。ここでもやはり「タチ（男役）」「ネコ（女役）」と説明されています。それで、この二人が完全に夫婦として暮らしている、ということです。「三津子は常におなべ（男装）スタイル。いづみには、フリルのついたかわいらしい服を好んで着せたがる」と書かれています。当時、男装している女性、特にレズビアン・バーなんかで働いている女性を指して、「おなべ」という言葉が使われていました。

この写真ですが²¹、二人の日常生活がいくつか切り取られています。どういう生活を送っているかという、「いづみは7時起床。三津子のために食事のしたくをする。8時に“主人”を送り出すと、急いで自分も出社する」、「愛しあふふたり——でも“愛の結晶”は絶対にできない。年もとる。宿命的な人生の重みにこれから、どう耐えていくのだろうか…」と書かれています。

これもやはり、「レズ夫婦」の紹介です²²。こちらは妻が結婚するまで……結婚というか、初夜を迎えるまで夫が女性だと気づかなかったという例です。写真が不鮮明にしか出てこなかったのに入れていないのですが、この相手（「曠佑さん」）は男性にしか見えない、実際、自分も男だと思っている、と書かれています。ただ、それでもやはり「レズ夫婦」「レズビアン」として紹介されている記事なのです。本人たちは、「自分たちは全く普通の夫婦」「この人も自分を女なんて思ったことは、一度もない」と話しています。そして自分たちの関係をどう周りに認めさせたかという話なのですが、「説明だけじゃ説得力がないからね。結婚と同時に、コレ（妻）を受取人にして最大限の保険に入って、コレの両親やきょうだいに、ふつう以上の信用を得るように努力したわけさ」ということで、やはりこちらでも「ミヨカさんは曠佑さんの養女として入籍した」と書かれています。

記事の紹介は大体これくらいなのですが、これらから分かることと言いますと、「レズ夫婦」「レズビアン夫婦」、あるいは「女性同士の結婚」という記事では、セックスの話題というのは必ず書かれています。ただ、性生活だけではなくて二人の日常生活全体をクローズアップするという効果も、こういう記事にはあったと言えます。つまり、「肉欲的なレズビアン」イメージだけではない、異なるイメージを提供していたと考えられます。確かに、従来の男女役割を踏襲しているような記事が多いと言えます。例えば、先ほどの「結婚するまで相手が女性だと気づかなかった」というカップルの話なのですが、夫の方は、何で結婚したいと思ったかというときに「こいつに朝晩のめしの支度をしてもらえたら、どんなに幸福だろう、と思ったんだ」と語っています。あるいは、この人の日常として、「家庭に帰ると、曠佑氏は洋服からクツ下まで、ミヨカさんの手でぬがしてもらう」「男もののシャツ、ランニング、パンツ、という格好で、どっかりあぐらをかく夫」と、従来の男女の役割、態度と近い様子が描かれています²³。

ただ、似ているけれども、やはり微妙に意味がずれていたり、あるいは相対化されているとも言えます。つまり、ここで紹介した記事というのは大体全部、男性的な人物と女性的な人物の組み合わせとして紹介されているのですが、にもかかわらず、やはり前提となっているのは彼女たちがレズビアンであるということなのです。実生活では男性と見まごうばかりと言われていても、記事の中では女性として取り上げられているということで、完全に男女の夫婦と同じと言われていたわけではありません。確かにそれに近

21 同記事、写真。

22 「ドキュメントレズビアン 第四回 私たちの同棲・結婚記録：実態——挙式・披露宴までなぜ行っただか」『ヤングレディ』1975年1月27日。

23 「私は、夫が女性とは知らずに結婚した！ 夫・〇〇曠佑（39）、妻・ミヨカ（32）が追い求めた“夫婦の愛”とは」『女性自身』1972年6月17日。

い形で紹介されています。けれども、この記事²⁴のように、「まさに『夫婦愛』の典型のような二人が今ここにいて、女同士にも夫婦愛はある」と言うことで、夫婦愛というものを生物学的な男女ではない範囲に広げて説明していたりします。

この二人の関係は、子どもというかすがいいがないからこそ、男女の関係、男女の結婚以上の真の愛情による結びつきとしても説明されています。このミヨカさんは子どもが欲しい。けれども、「この人と結婚関係を続けている限り子どもができない」が、「子どもとこの人とどちらを選ぶか自分に二者択一を迫るとき、答えは簡単に出了た」、つまり、「子どもを持つことではなく、曠佑さんと一緒になることを自分は選んだのだ」と言っています²⁵。

これはレズビアンを取り上げた記事の中の解説なのですが、レズビアン夫婦について、作家の戸川昌子は男女の結婚生活と比べて、次のように語っています。「男と女の結婚生活というのは、よほど特殊な場合でないかぎり、やがて灰色の倦怠に襲われる。それにくらべて、同性愛の人たちの愛の意識は常にときすまされた刃のように目覚めている。女同士に“かすがいい”になるような子供が出来るわけでもなく、結婚→家庭という具体的なものが創り出されるわけでもない。二人の信頼感と愛情だけで成り立っている」²⁶。

これらの記事で、結局のところ何をもって「結婚」とみなされていたかということをもとめてみたいと思います。

まず第一に、「夫婦のように見える」ということです。まず見た目で、〈男〉〈女〉のカップルのように見えるということが、男装とか女装という言葉を使いながら説明されていました。あるいは、男性的な態度、女性的な態度です。役割も、男役とかタチ、あるいは女役とかネコというふうに、男性的、女性的な存在の組み合わせとして説明されていて、その二人が「夫婦のように見える」というふうに、「見た目」が重視されていました。つまり、夫婦とは男性的存在と女性的存在の組み合わせなのだという前提があって、無理にでもその型に当てはめようとする場面が見られます。例えば、私が「フェミニンな女性同士にしか見えないのだけど」と言った先ほどの記事では、「カレとカノジョのインタビューを終えて記者が感じたことなのだが、オトコ役をやっているマヤのほうですべての面で女っぽく、オンナ役のみちが男に近い、という矛盾である」と書かれています。これについてはそもそも、この記者の「オトコ役・オンナ役」という見方がおかしいのではないかと思うのですが、男役・女役という固定観念からはなかなか抜けられないということです。それで固定観念はそのまま、「自分が思っているオトコ役・オンナ役という認識枠組みではしっくりこない」と書いているわけです。

次に、何をもって「結婚」とみなされているか、ということで、同居（同棲）が挙げられます。この当時、有名な女性歌手が失踪して、男性的女性と同居していたという事件がありました。当時の記事ではこの二人について、「男装の“恋人”とレス結婚に踏みきり、事実上の結婚生活に入った」と言っていて、「現実には毎日起居を共にする夫婦生活」と書かれています。つまり、同棲していることを夫婦生活と言っています。

もう一つ、これもミヨカさんと曠佑さんの記事ですが、「私たちは正式に“結婚”して、もう8年にもな

24 「ドキュメントレズビアン 第四回 私たちの同棲・結婚記録：実態——挙式・披露宴までなぜ行ったか」。

25 同上。

26 「ドキュメント“レズビアン” その心とからだ！ 第一回 あなたにも棲むレズの素質と蒼白い衝動…」『ヤングレディ』1975年1月1日。

るのですから。ええ、ちゃんと“入籍”もしています」と書かれています²⁷。この記事を読むとどうも、同棲を開始したのがこの8年前ということになるので、「結婚」しているというのは結局、同棲しているということをここでは意味していると理解できます。

次に「入籍」が挙げられます。記事の紹介でも見てきましたが、「入籍」という言葉が非常に多用されています。ただ、これは養子縁組ではありません。妹として入籍するケースとか、父親の子どもとして入籍して、戸籍上は兄と弟になるようなケース——ここは女性同士、レズビアンの話ではないものも少し混じってきます——もあります。結局、「入籍」という言葉を結婚の代わり、あるいは同じ意味で用いることで、同性同士の結婚というのを既成事実化しているのではないかと考えます。

結婚式というのはケース・バイ・ケースです。非常に重要視しているカップルもいれば、そうでないカップルもあります。

あと、階級・階層が関係しています。先ほど職業に注目してくださいと言ったのは、階級とか階層の問題がこれらの記事にけっこう強く表れていると思うからです。「レズビアン夫婦」とか「レズ夫婦」として紹介された人々というのは、特に男性的な女性の方はレズビアン・バーなどのバーテンダー、あるいはバー、スナックの経営者、もしくは二人で経営しているとか、結婚後に二人で店を始めたとか、女性的な方だったら、ホステスをしているとか、あるいは今日ご紹介した中にはなかったのですが、ダンサーというものもけっこうあります。基本的には水商売に携わっている人が多いということが、特徴として挙げられます。

ここまでのことをまとめると、これらの記事では、例えば婚姻届を出していないから、婚姻届が受理されていないから結婚とはみなせない、というようなことは一切書かれていません。結局、法的な手続きよりは、実態を重視していたのではないかと思います。これはもしかしたら、当時の内縁関係の多さが関係しているのではないかと思います。

ここで、これらの記事に出てきた「男役」についてもう少し詳しく見ていきたいと思います。そもそも「役」という言葉がそうなのですが、「脱ぎ捨てられるもの」「一時的なもの」というイメージが強い言葉で、実際に男役が男役をやめてしまう話があります。男役というのは、「男そのもの」であるという自分の意識もありますし他者表象もありますが、それと同時に「女に戻る」話もよく出てくるのです。つまり、男役は「男そのもの」と「女に戻る」との板挟みで、一貫してそうあり続けるのが困難な、不安定な存在といえます。それが男女の夫婦関係にはない不安定要素となる可能性がうかがえます。

ここに出ているのは、芸能界でいろいろな女性と関係を持った「レズビ안의女王」と呼ばれたパニー智吉という人が男性と結婚することになったときの話です²⁸。過去の自分のことを、「そう、私は男だもの、女の子をよろこばすのがつとめでしょう。ドレス、宝石、なんでも欲しがるものは買ってやる。夜のテクニクだって、一心不乱にやってやる。それが男よ」と言っていて、自分を男そのものと位置づけています。ただ、こういう男性的女性が男役をやめるときの話もまた、記事では出てきます。

男役については、1970年代後半に「レズビアン・フェミニズム」、すなわちウーマン・リブの流れの中から生まれてきたレズビアンの人たちからも、つまりレズビアン自身からも批判が寄せられます。タチというのがものすごく批判されます。つまり、レズビアンの中の男役です。そのロールプレー、男役・女役ということ自体も批判の対象なのですが、女役（ネコ）よりもむしろ、タチが批判される。それで、このミ

27 「私は、夫が女性とは知らずに結婚した!」。

28 「数奇なるわが愛と性の回想録：もと芸能界レズビ안의女王・パニー智吉(40)結婚し、出産し、いま子供を抱え銀座ホステスに」『女性自身』1980年7月3日。

ナ汰さんという人は「タチネコの問題はねえ、最初からタチの負け戦みたいなかんじだった」と言っています²⁹。

この当時のことを、出雲まろうさんという人は、次のように語っています。ここでは、男性的なレズビアンを指す「ブッチ」と女性的なレズビアンを指す「フェム」という用語が使われているのですが、「ブッチが男のように支配的な立場を示すことに対する嫌悪感がずっとあって、それがおなべ批判にもなるし、役割／ロールプレー批判にもなって、ごちゃごちゃになってしまっているのね」と当時を振り返っています³⁰。つまり、プレーとしてやっていることと、男役というものが男そのものであるということがどこかでごちゃごちゃになっている、ということを行っています³¹。

最後に、今日の話のまとめです。

今日ご紹介してきた記事から言えるのは、これまで日本で女性同士の結婚というのがなかったわけではなく、〈女〉〈女〉の結婚が不可能だった、ということではないでしょうか。つまり、この場合の〈女〉というのは、男性的女性であったり、「男性化」している女性ではない、フェミニンな女性のことなのですが、そのような〈女〉同士の結婚というのは確かに、1960～70年代の記事を見ても出てきません。

ここで、冒頭で紹介した東小雪さんと増原裕子さんの結婚の話に戻りますが、このマンガの場面は、二人が最初にディズニーワールドで結婚式が挙げられるという話を聞いて、ディズニー好きの東さんが喜んだ時のシーンです³²。それで、「結婚したい。結婚式を挙げられるのですね」と問い合わせの電話をします。しかも「同性同士でもいい」ということなので喜んで電話したのですが、ディズニー側に「どちらかが異性に見える服装でお願いいたします」と言われるのです。そして「ドレスとタキシードでしたら問題ありません」と言われて、非常にショックを受けている、悲しんでいる、怒っている、とこの後に続いていきます。

今の同性同士の結婚という話題では、このようなディズニー側の対応は批判されます。つまり、タキシードとドレスのような組み合わせは、レズビアンからも忌避されるものとして描かれたりするのです。でも私の予測なのですが、レズビアンの中でもドレスとタキシードで式を挙げたいカップルもおそらくいるのです。ところが、メディアなどで受け入れられるのは、写真うつりがいい、女性同士で言えば、美しいウエディングドレス同士のカップルが好まれて、今日の記事で紹介してきたような男性的女性と女性的女性の組み合わせというのは今のところ、そんなには出てきていません。このことは結局、レズビアンの〈女性性〉というものを強調することになっているのではないかと思います。美しくあるべき、ということも同様です。そして結果として、多様なレズビアン像というのを消去するような効果を持ってしまうのではないかと思います。このように〈女〉〈女〉婚がクローズアップされることの問題というのはやはり、過去のケースとの断絶があるということです。今日ご紹介したように、ゴシップ記事ではありますが、過去に女性同士の夫婦関係、結婚というものがあったにもかかわらず、それらとの連続性について触れられることは一切、ありません。

29 ミナ汰、2009「レズビアンの中で人間関係を学ぶ」、杉浦郁子編『日本のレズビアン・コミュニティ ― 口述の運動史』。

30 出雲まろう・原美奈子・つづらよしこ・落合くみ子、1997「日本のレズビアン・ムーヴメント」『現代思想』vol.25-6: 58-83。

31 こうして男役、とくに「オナベ」が「レズビアン」カテゴリーから離脱し、やがては「性同一性障害」というカテゴリーに回収されていった詳細については、杉浦(2006)を参考のこと。

32 東小雪・増原裕子、2013『レズビアン的結婚生活』(イースト・プレス):8頁。

次に、1960年代から70年代にかけて、なぜこういう女性同士の結婚とかレズビアン夫婦というような記事が見られたのかということですが、まずこの時期に、特に「男役」のレズビアンというのが可視化されたということが、一つあります³³。

そしてもう一つ、これはけっこう重要ではないかと思うのですが、1980年代に入ると、配偶者、特に専業主婦を優遇するような制度が導入されていきます。つまり、配偶者控除の引き上げとか、サラリーマンの妻が年金の掛け金を払わなくていい第三号被保険者制度の導入などです。それで、こういうふうにな結婚して妻となった人、しかも専業主婦になった女性が優遇される制度が出てくると、そうではない人との差が大きくなっていきます。今日お話ししたのは、そうなる前の時期のことであり、だからこそ、そこまで法律婚しているのかどうかによって今ほど大きな差がなかったのではないかと思います。今日ご紹介したのはあくまでも雑誌記事なのですが、以上のようなことを考えると、当時の社会には、このような「女性同士の『夫婦』」という記事にある程度の説得力があったのではないかと思います。

そして、何をもって「結婚」とみなすかということです。これはこのシンポジウムのテーマ全体にもかかわってくると思うのですが、私の発表では、〈結婚〉を狭義の結婚（「婚姻」）とするならば、《結婚》はその周辺にある、今日紹介したようなカップル関係も含めた広義の結婚を指します。そして「結婚」と言ったときに、広義の結婚（《結婚》）から婚姻を意味する狭義の結婚（〈結婚〉）に変化しつつあるのではないかと、雑誌記事を見ていて考えました。

ご清聴ありがとうございました。

33 赤枝、2014。

結婚の形而上学とその脱構築 ―― 契約・所有・人格概念の再検討

藤田尚志

九州産業大学国際文化学部准教授・哲学

クサンティッペの浴びせかけたもの

私の専門は、アンリ・ベルクソンという 20 世紀初頭の哲学者を中心とするフランス近現代思想ですが、サブテーマとして《結婚の形而上学とその脱構築》にも取り組んでいます。なぜ「結婚」なのか、何か家庭に問題でもあるのかとよく言われます（笑）。この問いには二つの答え方ができます。一つは、ベルクソンの哲学が「生の哲学」であるということ。自分なりに「生きる」ということを具体的に考えていきたいと思ったときに、テーマとして浮かび上がってきたのが「結婚」でした。というのも、私には、結婚をしない生き方も含めて、結婚をめぐる諸問題は、単に「愛」「恋愛」にも、単に「性」「セクシュアリティ」にも、また単に「家族」「家庭」にも還元されない、それらの諸要素が体験・制度・形而上学のレベルで複雑に絡み合った事象と思われるからです。「結婚しない生き方も含めて」と言いました。この点はどれほど強調しても、しすぎることはないでしょう。「結婚の哲学」を展開するということは、「結婚をしない生き方」を考慮に入れていないわけでも、ましてや否定しているわけでもありません。宗教哲学が必ずしも信仰を前提にするわけではなく、無神論を考慮に入れられないわけでもないのと同じです。

二つ目は、「どうして結婚は、哲学者が真剣に取り組むに値しない問題だと思われるのか？」と、問題にされないこと自体を逆に問題にする答え方です。《結婚と哲学》の組み合わせがミスマッチに見えるとすれば、それは何故なのか？ インターネットの世界では、哲学者の代名詞とも見なされるソクラテス自身が「ぜひ結婚をなささい。よい妻を持てば幸せになれるし、悪い妻を持てば私のように哲学者になれる」と述べたかのようにまことしやかに言われています。真偽のほどは不明ですが、ニーチェの著作の中にはそれに近い言葉があります。ソクラテスとその妻クサンティッペについての言葉です。

ソクラテスは自分の必要としたような妻を見つけた（……）。事実、クサンティッペは、彼に対し
て家も家庭も住みにくく居心地悪くすることで、彼を彼独自の天職へとますます深く追い込んだ。
彼女は彼に、街頭やおよそ人が喋ったりぶらぶらしたりしてられるあらゆるところで暮らすこ
とを教え、こうして彼をアテナイ最大の街頭弁証家に仕上げた¹。

この引用は、悪妻（＝結婚生活の失敗）が、ソクラテスを「彼独自の天職」（＝哲学）へと追い込んだ

1 ニーチェ『人間的、あまりに人間的』第7章第433節、ちくま学芸文庫版『全集』第5巻、374頁。余談だが、ニーチェがこの文脈で、フロイトの分析によって有名になった unheimlich という言葉を用いているのは興味深い。

ということだけを言っているのではありません。ソクラテスは「自分の必要とした」妻を見つけ、妻との生活は彼を「最大の哲学者に仕上げた」と言われてもいることを見逃してはなりません。つまり単なるミスマッチというだけでは片づけられない結びつきが《結婚と哲学》にはあるということです。次の二枚の絵をご覧ください。いずれも17世紀のものなので²、これも真実を伝えているというわけではありませんが、クサンティッペがソクラテスの頭から浴びせかけているのは何だと思われますか？



汚い話で恐縮ですが、これは水洗トイレがなかった時代に利用された室内用便器、「おまる」の中身です。半ば冗談で、強引な深読みを言えば、クサンティッペが哲学者に直面するよう迫っているものは、他人にあまり見せたくない、自分でも見たくない、文字通り「臭いもの」として「蓋」をしておきたいもの、しかし、にもかかわらず、人間が生きていく限り、家庭内でいかんともしがたく発生してくるものです。ところが、先のニーチェやこの二枚の絵を見ても分かるように、どうも哲学者というのは、そういう問題に直面しようとしないうころか、家とか家庭から逃げてしまい、それよりも“高尚”でより“思弁的”な問題関心へ向かう者と思われているふしがあり、また進んで自分たちをそのような浮世離れした存在として自己規定したがる傾向がある³。しかし、歴史的に遡ってみれば、むしろ哲学者たちは常に「結婚」について考えてきたのです。「結婚を哲学するなんて」と考える哲学者が現代の日本で大勢を占めるのであれば、彼らの自己規制・自己呪縛のほうをこそ問題にしなければならないのではないのでしょうか。〈存在〉や〈時

2 左はOtto van Veen (ラテン名 Octavius Vaenius) によって1607年に書かれた挿絵、右はReyer van Blommendaelによって1655年に書かれた絵画(部分)。いずれも<http://en.wikipedia.org/wiki/Xanthippe>より。

3 哲学者の“上昇志向”とそれへの揶揄は、ソクラテスが語る哲学の祖タレスの逸話にすでに見られる。「それはつまり、求智者 [= 哲学者] というものは、まさにその一人であるタレスが、(……) 星度推考をして上方を眺めていた時に穴に落ちて、トラキア出のきいたふうなあるおどけ婢に、『あなたさまは熱心に天のことを知ろうとなさいますが、ご自分の面前のことや足元のことにしてお気づきにならないのですね』と冷やかされた、ちょうどあの話の通りであって、同じ冷評は求智者生活をしている者すべてに当てはまるのです。なぜなら事実この種の者は、近くの者や隣の者について、(……) ほとんど知らずにすましているのであって、彼らが知ろうと苦心しているのは、むしろそもそも人間とは何であるか (……) ということなのです」(プラトン『テアイテトス』174A-B。強調は引用者)。このトラキアの婢の笑いはその後、哲学のイメージと自己理解に決定的な役割を果たしつつ、西洋の精神史の中で様々に変奏されていく(Hans Blumenberg, *Das Lachen der Thrakerin: Eine Urgeschichte der Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp, 1987を参照のこと)。この話が哲学者自身によって語られたという事実に留意しておこう。

間〉について思弁的思索を重ねるのはいい。〈生政治〉や〈民主主義〉について実践的理論を展開するのも大切です。しかし、それだけが哲学なのではない。もっとありふれた (ordinary) しかしある意味では途方もないもの (extraordinary)、身近でしかし捉えがたいもの、ささやかでしかし避けがたいもの、卑近でしかし端倪すべからざるものを見つめることも大切なのではないのでしょうか。

マイノリティの眼差しとしての哲学、あるいは秘めごとと礼賛

学生たちに「哲学とは何か」ということを教えるときに、私はいつも「ごく分かりやすく言えば、それはマイノリティの眼差しを持つことだ」と言っています。例えば、外国人、子どもや老人、そして宇宙人や死者の眼差しを持とうと試みることです。さらに簡単に言い換えれば、「常識・当たり前とされていることを疑う」ということです。例を挙げましょう。坂崎重盛さんという方の『「秘めごと」礼賛』という本にこんな一節があります。

健全な家族重視、理想的な家庭重視という、誰もが否定しにくいメッセージ (思想) (……)。「清く、正しく、美しく」「明るく、楽しく、幸せに」といった、ポジティブでメジャーなお題目がはびこる世では「秘めごと」はきわめて旗色が悪い。(……) しかし、(……) 人は、やらなくてもいいことをする生き物なのである。また、やってはイケナイことになってしまう存在なのである。(……) 人は生きてゆく中で「秘めごと」を抱え込む。あるいは、「秘めごと」なくしては生きてゆけない、という場合もあるだろう。(……) 影というと、なんとなくマイナー、あるいはネガティブな印象があるが、光によって照らされているばかりがよいわけではなく、影があつてこそ人はほっと息つくこともできるのではないか⁴。

結婚にまつわる新語・造語がメディアを賑わせない日はありません。最近だけでも、「未婚化」「非婚化」「晩婚化」「少子化」「婚活」「保活」「離活」「事実婚」「同性婚」「イクメン」「幼児虐待」「ネグレクト」「三年育休」「シングルマザー」「非嫡出子相続問題」「共同親権」「子どもの連れ去り問題 (ハーグ条約)」「DV」「夫婦間レイプ」「セックスレス夫婦」「熟年離婚」「高齢者虐待」「老老介護」と、いろいろあります。特に、ネガティブな事件や解決が困難と言われる現象を前にすると、私たちはしばしば「どうしてあんなことが」「なぜこんなことに」と嘆く。しかし、“臭いもの”に倫理観や正義感で“蓋”をしてしまう前に、事実を事実として受け止めなければなりません。世界一清潔好きと言われる現代の日本人は「清く、正しく、美しく」が大好きですが、人間というのは決して品行方正なだけの生き物ではない。むろん、問題があるのに「それでいい」と開き直ることを容認・奨励しようというわけではありません。しかし、少なくとも、そういった側面に目を向けることなしに、人間の生の全体を考えようとする、問題を捉え損なってしまうのではないか。物事の表と裏を見るためには、光の部分だけではなくて陰の部分も見なければなりません。物事のメジャーでポジティブな面ばかりでなく、マイナーでネガティブな面にも目を向けること、それが哲学の第一歩なのではないかと思うのです。

4 坂崎重盛『「秘めごと」礼賛』、文春新書、2006 年、4-6、14-15 頁。強調は引用者。

結婚の「形而上学」とは何か、その「脱構築」とは？

「マイノリティの眼差しを持つ」ということを別のもう少し硬い言葉で言えば、「無意識の形而上学を解体する」ということになります。先に触れた結婚をめぐるさまざまな事象や問題は時事的・アクチュアルなものですけれども、その底には「形而上学的」、という言葉が重過ぎるとしたら、人々の思い込みというか、固執した考えというか、そういうものが基盤にあるように思われます。この点は、本日のシンポジウムになぜ哲学的な視点が必要であるのかを理解するうえで大変重要ですので、身近な例をいくつか取り上げて、「結婚の形而上学」ということで私が何を言わんとしているのかを皆さんと一緒に、少し時間をかけて見ていきたいと思います。今日は、〈結婚の形而上学〉が厳然として存在しているということを実感していただき、それを脱構築する必要性を理解していただくこと、これに尽きます。脱構築の実例も多少お見せしますが、〈結婚の脱構築〉の必要性、結婚を考える際に哲学的視点を導入することの重要性を強調するのが、今日の眼目です。

まず、「結婚」という言葉をネット検索してみましょう。その際の予測入力、「結婚式 ドレス」「結婚式 曲」「結婚指輪」と出てきます。「結婚生活」と入れると何と出てくるでしょうか。「結婚生活 疲れた」「結婚生活 ブログ」「結婚生活 費用」と出てきます（会場笑い）。「生活」という言葉を加えただけでこれだけ違って来るわけです。人々の結婚に対する考えはやはりある方向性を強く持っているということです。次に、最近勢いのある結婚相談所の広告を見てみましょう。

「あなたも〇〇〔結婚相談所〕で恋愛結婚しませんか？」

「婚活は、『運命の出会い』を必然にするためのもの」

よく考えてみてください。結婚相談所を通すのですから、普通に考えれば、これは「見合い結婚」であって「恋愛結婚」ではない。しかし、利用者はそうは捉えないわけです。彼らにとっては、「たとえ結婚相談所に通い、お見合いをしたとしても、私たちはちゃんと恋愛をして結婚したのだから、これは恋愛結婚である」となるわけです。では、「お見合い結婚／恋愛結婚」という区別自体が意味をなくしたのかと言えば、そうではない。もしそうであるなら、単に「〇〇で結婚しませんか」と書けばいいわけです。わざわざ「恋愛結婚」と書くのは、人々の頭の中に「恋愛結婚は文句のつけようもなく素晴らしいものである」という考え、いわゆるロマンチック・ラブ・イデオロギーが根強くあるからです。

二行目のフレーズも同じです。偶然出会うから「運命の出会い」であるわけですが、その出会いを「必然にしたい」「コントロールしたい」という無意識の欲望がある。別の結婚相談所のフレーズに「結婚にも出産にも焦る女は卒業！ 1年以内の結婚を狙いましょう」というのがありましたが、これもなかなかすごい。焦る女を卒業するのだったら1年以内に狙わなくてもいいのではないのか、という（笑）。キャッチコピーは時代を映し出す鏡ですが、こういった矛盾すれすれの表現を通して、結婚をめぐる人々の強い「思い」、そして強い「思い込み」が見て取れるのではないのでしょうか。それは、家族像にも表れています。上野千鶴子さんは、最近の大著『ケアの社会学』の中でこう指摘しておられる。

福祉の対象は、孤老やシングルマザーなどに限定されてきた。逆に、家族がそろっていさえすれば問題はないと見なされてきたのが、家族依存の「保守主義的福祉レジーム」だが、（……）

近代家族論が明らかにしたのは、まともに見える家族そのものがケアという重荷を負った「積みすぎた方舟」だったということである⁵。

今までごく当たり前だと思われてきた家族像は、実は最初から破綻することが「見えていた」はずのものであった。しかし、それが見えていなかった。私たちは問題を見ていなかった、見ようとはしていなかった。それが今、明らかになってきているということです。

大事なポイントなので、少し補足的な脱線をしますが、この講演のタイトルの中に「脱構築」という一般の方には馴染みのない言葉を使いました。「結婚の脱構築 (deconstruction)」などと言うと、「結婚の破壊 (destruction)」を意図・画策しているのではないかと危惧あるいは期待された方もおられたかもしれませんが、そういうことはありません。この点、脱構築に関して誤解があると思っています。時間もないので論証は別の機会に譲りますが、脱構築とは、「する」ものではなく、すでに起こりつつある微細な兆候を見逃さずに「目を向けること」なのです。

一例を挙げましょう。最近流行の「スマ婚」という言葉をご存知でしょうか。「自己資金1万円からの結婚式」と謳い、「ハコ(式場)を持たない」「持ち込み自由」「ご祝儀による後払いOK」など、従来の結婚式業界の常識を打ち破る新しいビジネスモデルで注目を集めているサービスです。なぜこの言葉や概念が流行ったのか？ それは、「結婚は一生に一回のもの、家同士の体面もあり、お金をきちんとかけるものだ」という、従来「常識」「当たり前」とされてきた無意識的な考えが、すでに現代の私たちの生き方の間尺に合わないものになってきてはいるが、「やはり結婚式はしたい、せねば」と若者たちが考えているからではないでしょうか。問題はスマ婚を称揚したり批判することではなく、その現象が意味するところを考えることです。ここで今一度強調しておきますが、私は「人はみな恋愛やセックスに関心を持っている」とか、「誰しも家族を持ち、結婚すべきだ」などと既存の規範を押しつけようとしているわけではまったくありません。人々の無意識に潜む「結婚の形而上学」を露呈させつつ、現在結婚に起こりつつある変化の微細な兆候を見逃さず書きとめていく作業、それが私の考える「結婚の脱構築」です。

結婚の現在 ― 〈流動化〉と〈安定化〉のあいだで

さて、「マイノリティの眼差し」から結婚というものを見ていったときに、どういうことが見えてくるのか。現在・過去・未来という三つの時間に分けて見てみましょう。

最初に「結婚の現在」ということですが、政治的、経済的、あるいは文化的な変化が非常に大きく起こっています。グローバリゼーションによって、ヒト・モノ・カネ・情報が非常に激しく行き交うようになってきました。ネットを通じて、簡単に人間関係を構築・拡大できるようになり、また簡単に放棄・切断できるようにもなった。一言で言えば、関係が流動化してきたということです。その結果、昔であれば村の中でごく限られた人たちの中から、家の都合で、結婚相手を選んでいたところが、自分の意志で、ごく遠い所の人とも出会えるようになる。結婚は個人的な選択の問題となり、国際結婚・国際離婚も、もはや珍しいものではなくなりました。しかし、その一方で、流動化に人間がずっと耐え切れるかという

5 上野千鶴子『ケアの社会学 ― 当事者主権の福祉社会へ』、太田出版、2011年、12-13頁。

そうもいかず、どうにかして落ち着きたい／落ち着かせたい、安定したい／安定させたい、ということが出てくる。例えばハーグ条約や子どもの連れ去り問題が問題となるのは、そのような文脈においてです。現代社会に見られる、人々の実に多様なライフスタイルはすべて、この〈流動化〉と〈安定化〉という両極をなす二つのベクトルの間で織りなされたものです。情報が氾濫し、選択肢が限りなく多様化しつつ、経済的・社会的格差が固定化ないし拡大することで、簡単には結婚に踏み出さない／踏み切れない、非婚／未婚／晩婚化が進み、あるいは少子化やパラサイト・シングルの問題が出現する。要するに、流動化の中で、「結婚の条件」自体が大きく変わったのです。と同時に、安定化の動きも加速している。例えば、子どもや老人という、ケアされるべき存在をどう考えるのかという問題です。幼児虐待や高齢者虐待の問題においては、児童相談所をはじめとする関係諸機関は、これまでの「法は家庭に入らず」の原則を変容させつつあります。

こういったマクロの変化を念頭に置いて考えてみると、しばしば停滞がささやかれる現代日本にあっても、時代は変わりつつあります。今まで愛と性と家族が結婚と結んできた関係自体も、これから変わっていくのではないかと。いや、すでに変わってきているのではないのでしょうか。例えば、赤枝先生のご発表の中で非常に興味深いと思ったのですが、当時の女性同士の“結婚”は、男性／女性の役割分担を与えられなければ、ほかならぬ本人たちにとって結婚としての説得力を持ちえなかった。今から見ると、隔世の感があります。新婦二人ともウェディングドレスで構わないし、もちろん望むなら一方が男性の服装で他方が女性の服装でもよい、どちらでも好きな方を選んだらいいのでは？というような感覚が、だんだん市民権を得つつあるのではないのでしょうか。

もう一つ変化の例を挙げましょう。今はまだ意識の上では、「愛と性は結びついていなければならない」というロマンチック・ラブ・イデオロギー的な「結婚の形而上学」を持つ人が圧倒的多数だと思います。ですが、本当に愛なき性、性なき愛というものは考えられないのでしょうか。「セックスレス夫婦」というものを考えてみれば、現代の私たちがどの地点で立ち止まっているかがよく分かります。セックスレス夫婦において深刻な問題の一つとなりうるのは、パートナー間で性欲が不均衡なケースです。「今日は疲れてて食事作る気にならないから、冷凍食品をチンして。それが嫌なら適当に外食してきて」とは言えても、「今日は疲れていてセックスする気にならないから、マスターベーションで我慢して。それが不満なら風俗に行って来て」と気軽に言い合える夫婦はまだそう多くはない(笑)。つまり私たちは、〈性なき愛〉はなんとか考えられるようになったが、〈愛なき性〉とはまだ十分に向きあえていないという地点にいる。「愛の次元の独占」と「性の次元の独占」をまだまだ同一視してしまっている。この例については、反発される方もおそらく多いでしょう。しかし、「とにかく生理的に嫌」「直感的におかしい」といった感情的な反発は、一旦立ち止まって考えてみたほうがいい。ここには、愛・性の独占所有と嫉妬が複雑に絡み合った「結婚の形而上学」が潜んでいます。そして、私たちが解きほぐさなければならないのはまさにそのような“コンプレックス”——今では「劣等感」や「無意識的な固定観念」も意味しますが、本来は「複合体」という意味です——なのです。

愛・性・家族の三つ組は結婚の中になくしてはならないものなのでしょうか。今のところ必要不可欠と考えられていますけれども、もしかしたらなくてもいいのかもしれません。愛なき、性なき、家族なき結婚というものもあるのかもしれないということを頭に置いて、この後のお話を聞いていただければと思います。

結婚の起源、結婚の未来——〈結婚の形而上学〉を支える根本三概念

次に、〈結婚の過去〉というか〈結婚の起源〉を振り返ってみたいと思います。人類学的に実証可能な歴史としてではなく、哲学的に類推された人類の無意識的な形而上学において、「結婚」というものはどのように発生したと考えられるか。これを考える際に参考になるのが、フロイトの結婚論です。精神分析という、「性」の面が強調されがちですが、しかし、フロイトは19世紀末のウィーンの上流家庭の道徳崩壊に直面して、そこでヒステリー症状に陥り、神経症を患った患者たちを主に相手にしていたわけですから、よく読んでみると実は、愛・性・家族の錯綜体としての「結婚」について深く考えていたということが分かります。そのフロイトは、〈結婚の起源〉として、「父殺し」「インセスト・タブー」を考えていました（『トテムとタブー』）。興味深いのは、近親相姦の禁忌と〈法〉の誕生を結びつけるのが結婚という制度であるという点です。タブーと法、そして結婚という制度が同時に誕生してくる、とフロイトは言っています。タブーを破らぬように法ができ、そこで文化的な安定状態が作り上げられる基礎としての結婚制度ができるわけです。今日の文化は、未だにこの太古の盟約の痕跡を残しているかのようです。

しかし、禁止から自由なままのもの、すなわち異性愛的で性器的な愛といえども、合法性や単婚制の諸制限によって惹き起こされた偏見は依然として被ったままである。今日の文化からはその意向が明確に読み取れる。いわく、男女が互いに生涯で唯一の相手との間に結ぶ、決して解かれることのない絆、この基礎の上でのみ性的な関係を認めよう。性は、あくまで他に代わるもののない人間繁殖のための方策として許容されるのであって、自立した快の源泉となるのは好ましくない（……）⁶。

愛と性の関係や、単婚制（一夫一婦制）をどう考えるにせよ、〈法〉と〈制度〉の次元を考慮に入れなければならないということ、また太古の昔に遡って何が不変の定数なのかを、つまり〈結婚の起源〉にあって執拗に滞留し続けるであろうものを考え抜かねばならないということをフロイトの理論は教えてくれているのではないのでしょうか。

さて今度は、〈結婚の未来〉という話です。現代フランス哲学を代表するジャック・デリダという哲学者は、自ら「ユートピア」的と呼ぶ提案を披露しています。

「婚姻」という言葉と概念、この曖昧さや宗教的で聖化された偽善、世俗的な憲法にはいかなる場も持たないものを廃止して、契約に基づく「市民的結合」に代えるのです。それは〈連帯の市民契約〉〔フランスのPACS〕を全般化させ、洗練させたようなものであり、性も数も強制されないパートナー間の、柔軟で調整された結合です⁷。

これは、分かりやすく言えば、「同性婚は認めるし、そもそも必ずしも一夫一婦制でなくてもよい」ということです。要するに、相当程度に流動化に適応した結婚形態が将来的には望ましい、とデリダは言っているわけです。

6 フロイト『文化の中の居心地悪さ』（1930年）、岩波版『全集』第20巻、115頁。

7 デリダ『生きることを学ぶ、終に』（鶴飼哲訳）、みすず書房、2005年、50頁。

すぐに申し上げておきますが、デリダのこのようなヴィジョンを私は必ずしも悪いとは思いません。それが安定的・持続的な制度として実現可能なのであれば、むしろ望ましいものであるとすら思います。ただ、普段のデリダの「脱構築」の、現実が生成変化しつつあるその徴候を見逃さず、現実の中で可能なことを探していくというやり方からすれば、〈結婚の未来〉に関するデリダのここでの見方は、性に関してはそれでいいとして、数に関して言えば、いくらなんでも夢想的にすぎ、当面の実現可能性が低すぎる。これを描き出して、それで後はどうなるかという、大したことは出てこないのではないのか。そこで私としては、逆に、なぜデリダのユートピアに私たちはすぐに辿り着けないのかを考えてみたい。「数を強制されないパートナー間の、柔軟で調整された結合」は、なぜ今すぐに実現可能にならないのか。むしろこれを考えることのほうが現段階においては重要であるような気がするのです。

そのために、結婚の無意識的な形而上学を支える三つの公理——「公理」(axiom) とは、とりわけ数学の領域で、論証がなくても自明の真理として承認され、他の命題の前提となる根本命題のことで——と私には思われるものについて考えてみたいと思います。三つと申しましたが、これはそのような公理ないし根本概念は三つしかないということではありません。さしあたり三つ、ということです。また、この三つはそれぞれ完全に独立しているわけではなく、むしろ密接に関連していて、例えば、一つの話をしていると、必然的に他の二つの話になってしまうという具合です。

まず、①「契約・約束」です。結婚には「愛を誓うもの」という暗黙の前提がある。「永遠に」なのか「できるかぎり長く」なのか「とりあえず」なのか、それは人によってさまざまですが、ともかく「誓った／契約した／約束したのだから、履行しなければならない」という考えが前提されていることは間違いないように思われます。

次に、②「所有・優先権」です。「あなた(私)は私(あなた)のもの」という、つまり「所有している／されているのだから、好き勝手にはできない」という暗黙の前提があります。そこには優先権があって、その権利を侵害された場合には精神的謝罪・道義的制裁・物質的補償がなされてしかるべきだということとを人々は自明視している。

最後に、③「人格・個人」です。「制度的・体験的に所有する／される『私』『あなた』」というものがいなければ、①や②は成り立たない話で、③が必ず必要なわけです。「私」とか「あなた」という権利や義務や責任の主体として指定され確定される「個人」がいるということは、口に出すものはばかられるほど当然のことだと考えられている。

それにしても、①にせよ、②や③にせよ、なぜこんな当たり前のことを言うのかとお腹立ちの方もいらっしゃると思います。しかし、だからこそ〈無意識の形而上学〉なのであり、だからこそ「脱構築」する必要があるわけです。これからご説明をしていく中で、「今“当たり前”と見えているものも、実はそれほど当たり前ではないのかもしれない」という疑念が皆さんの心の中に一瞬でもよぎることがあれば、もうそれだけで私の本日の話は成功ということになります。と申しますのは、先にも述べた通り、今日の眼目は「脱構築の必要性」について皆さんを説得することであって、これから多少の実例をお示しする「脱構築の実践」に関して大々的に展開することは他日を期さねばならないからです。

結婚の形而上学の第一の公理：契約（contract）と約束（pact）

では、一つ目の「契約」です。なぜ「契約」が問題になるのか？ それは現代の結婚がますます「契約化」しつつあるように思われるからです。例えば、フランスにはPACSのような同居・同棲を基盤とする「自由な結びつき」^{ユニオン・リブル}の制度があり、結婚とは異なる選択肢を提供している面もありますが、結婚にせよPACSにせよ、どちらも「契約」を基盤としていることには変わりありませんので、この二つを対立させて考えるのは、誤った問いの立て方であるように思われます。真の形而上学的な問題はむしろ「契約」という概念そのものであって、そのことを理解するためには、まず契約主義的な結婚論の歴史を遡るのが手っ取り早い。結婚について思想家たちが今まで語ってきたところを読み直してみると、「契約主義」とも呼ぶべき側面が次第に強まってきているということが分かります。〈結婚の西洋哲学史〉のさまざまなマイルストーンを考えたとき、近代において最初にエポック・メイキングな考えを提出したのは、ジョン・ロックあたりではないかと個人的には考えております。ロックの『統治二論』というのは政治哲学の古典として知られていますが、〈結婚の形而上学〉を考えるうえでも重要な著作です。ただ本日は時間がないので、さしあたりこのロックの契約主義的な結婚観から〈家族〉の要素を削ぎ落とし、〈性〉にフォーカスしたのが、カントであると言うにとどめておきます。

さて、そのカントですが、彼の結婚の定義は非常に悪名高いものです。カントによれば、「結婚とは、性を異にする二人の人格の、性的特性を生涯にわたって相互占有するためになす結合」です。つまり、お互いの性器を独占使用する権利を認める契約を交わすことが結婚である、という身も蓋もない定義をしています⁸。カントは同性愛を認めていませんから、この定義は、極言すれば、結婚を男女間の“挿入契約”と考えていると言えます。

カントと言えば、高校の教科書などには、「理性」「人格の尊厳」「定言命法」などといった概念とともに登場する「人格主義の哲学者」であるはずなのに、どうしたことでしょうか。カントは、執拗に理性にこだわり続けた哲学者であるだけに、理性の限界、理性が大した意味を持たなくなる瞬間をよく分かっていました。性交において人は他者に身を委ね（理性の自律を放棄し）、身体の諸部分を自由に使用することで自らを物件に（つまりモノ化）しますが、これは己の人格の尊厳という観点からすると、人間性の権利に反することです。セックスにおいては、理性や人格の尊厳、「他者の人格を自らの人格のように敬え」といった通常の思考の箍^{たが}が外れてしまうのです。だからこそ性交は、彼にとって非常にデリケートな問題になる。カントは、この難問をクリアするのは次の条件のもとでのみ可能であると言います。

それはすなわち、一方の人格が他方の人格によってあたかも物件のように取得されながら、この他方を反対にまたもう一方が取得する、ということである。というのも、このようにして、取得される方は自分自身を取り戻し、自分を再び人格とするからである。人間の身体の一部を取得することは、——人格が絶対的な統一体である以上——とりまなおさず人格全体を取得することである。したがって、一方の性が他方の性によって享受されるために身を委ねること、受

8 ちなみに、上野千鶴子は、結婚契約についてカントとまったく同じ定義をしたうえで、「結婚願望、どうして減らないんでしょうね。わたしは不思議でしょうがない」「前からよくわからない」「どうして今の若者たちが、このような契約をする気になるんですかね」と述べている（上野千鶴子＋信田さよ子『結婚帝国』（初版2004年）、河出文庫、2011年、112-113頁）。この理論的凛々しさとでも言うべきものに、彼女の人気の秘密も、そして理論的な限界もあるのではないか。この点についてはいずれ詳述する機会を俟ちたい。

け取ることは、婚姻という条件のもとで許されるだけでなく、もっぱらこの条件のもとでのみ可能なのである（カント『人倫の形而上学』、第一部「法論の形而上学的基础論」第24節）。

「人が性交において人格をモノ化することが許容されうるのは、そのモノ化が相互的に承認された場合のみ、つまり婚姻の場合のみだ」というわけです。だからこそ、〈結婚〉が必要になる。すなわち、AとBが互いの人格をさながらモノとして取得する場合にのみこれが許される、とカントは言うわけです。カントは性交に箍をはめ直す方途を「結婚」に求めたのです（この意味では、カントはパウロを引き継いでいます）。

「相手をモノ化する」という点について、もう少しだけ突っ込んで考えてみたいと思います。この点が「契約」から「所有」へと私たちを導くと同時に、カントからヘーゲルへと私たちを導いてくれるからです。相手をモノ化するのはよくないことだと思われるわけですが、よくよく考えてみると、相手に対するわれわれの思いの中には、相手に振り向いてほしい、相手に自分の言うことを聞いてほしいという気持ちがどこかにあるわけです。そのことを実に見事に概念化しているのが、サルトルです。『存在と無』という彼の哲学的代表作は、実は愛や嫉妬についての分析に満ち溢れた著作でもあります。その中でこんなことを言っています⁹。「恋する人は、私たちが事物を所有するような具合に相手を所有しようとは望まず」——つまり、モノとして所有したいわけではないが——「一つの特異な形の所有化を要求する」——つまり、ある特異な形ではあるけれども、やはり相手をモノにしたいと思っている、ということです。それはどういう形かと言うと、「自由としてのかぎりでの自由を所有しようとする」——つまり、皆さんにパートナーがいたとして、そのパートナーに「好きと言って」と言って、そこでパートナーが「好きだ」と言ってくれたら満足かと言うと、そうではないということです。言うまでもなく、相手が言いたいから言ってくれたというのがうれしいわけですね。ですから、「自由としてのかぎりでの自由」を所有したいというのが愛だ、というわけです。「その反面、自由な任意の自己拘束というかかる高度の形の『自由』には満足することができない」——つまり、相手が「好きだ」と言いたいから言ったという状態が一番自由なのだから、それまでいくらでも待つ、「言ってほしいなどと思わない」とは、人間なかなか言えないということです。どうしても「言ってほしい」と思ってしまうということです。この話からも「契約」と「所有」の話が切り離せないということが分かっていただけるかと思います。

さて、話を戻すと、契約で結婚を考えるカントに対して、ドイツ観念論を完成したとも言われるヘーゲルは激しく対立します¹⁰。理由はこうです。

結婚は、独立した人格性の契約から出発しはするが、それはこの契約を止揚せんがためのものである（『法哲学』第163節注記）。

ヘーゲル弁証法の有名な Aufhebung という概念は、「止揚」とか「揚棄」と訳されます。「止めつつ揚げる」とか「揚げつつ棄てる」という意味で、つまり廃棄・否定と保存し高めるという二つの意味を同時に備えているのです。では、「契約から出発するが、契約を止揚する」とはどういうことか。カントの契

9 サルトル『存在と無』第三部「対他存在」、とりわけ第三章「他者との具体的な諸関係」（松浪信三郎訳、ちくま学芸文庫版第Ⅱ巻、372頁以下）。

10 「したがって契約の概念に婚姻は包摂されえない。これを包摂せしめるなどは——言うも恥ずべきことと言わざるをえないが——カントによって（『法論の形而上学的基础』第24-27節）なされたところであった」（『法の哲学』第75節）。

約主義的な結婚観に対するヘーゲルの批判の要点はこうです。契約というのは必ず二人の人格の間で行われる。しかるに、結婚というのはその二人が一つの人格になろうとする試みである以上、契約ではない。もう少し厳密に言えば、結婚は最初は契約から出発するが、最終的に契約であると同時に契約でないような、契約以上のものになる、ということです。

「契約ではない」「契約以上のもの」というと、「結婚というのは心と心の結びつきだ」ということになりそうですが、ヘーゲル弁証法の法哲学的観点から言えば、そういうことにはなりません。単なる心と心の主観的な結びつきだけではダメなので、人間が共同体をうまく作っていくためには、そのような主観性・主体性の次元を乗り越えて、客観性・客体性を持たなければいけない。では、その客観性を持つためにはどうしたらいいか。

結婚は、先立つ儀式によって、その儀式が精神の中でも最も精神的なものである記号、言語による実体的な契機の遂行であるかぎり、共同体的な関係として確立される（『法哲学』第164節）。

二人の互いへの想いだけでくつついたら、それで結婚と言えるかという、言えない。そうではなく、社会や共同体に承認され、周りの人たちに認めてもらって初めて、結婚ということになる。そのときに、人間の精神的な部分が客観化されるために必ず言語を介さなければいけないのだ、とヘーゲルは言っているわけです。

これは先にも引用したデリダという哲学者が『弔鐘』という著作で示唆している点です。デリダによれば、ヘーゲル的な結婚は、純粋な二者関係では成立せず、必ず媒介を必要とする。にもかかわらず、結婚が契約でなく、二つの人格が一つになろうとする運動である以上、結婚は媒介を排除しようとするものでもあります¹¹。単純化を承知で分かりやすく言い換えれば、ヘーゲルは「最終的には契約は要らない」と言っているように見えるけれども、実際には「契約ではない、契約的な何かは必要」と言っているということです。私はデリダからさらに先に進んで、「契約」と「約束」を区別してみるとどうなるのかを考えてみたい。結婚前に契約書を交わすなど、「結婚的なものを支える究極の根拠は何か」という問いに対して、「契約」による制約を嚴重に課すことでもって答えようとする現代の趨勢は《カント的》と言うことができるでしょう。しかし、果たしてそれで十分なのだろうか。「契約」は必然的に個人主義的なものであり、「個人」という概念を前提しています。しかし、愛にしても性にしても家族にしても、あるいはそれらを欠いた、共に生きる〈絆〉にしても、本当に「個人」が「主体的」に行うことによってすべてが尽くされるものなのでしょうか。結婚から契約（contract）的なものを排除したとしても、やはり最後に約束（pact）的なものは残らなければいけないのではないか——これはいずれ論証すべき仮説です——、「契約」が果てしなく姿を消していき、止揚ないし揚棄された果てに残るのが「約束」ではないかと問うとき、私は「約束」をむしろ個人同士が主体的に交わすものの果てに現れる何かとして思い描いています。ともかくさしあたり、結婚において私たちは、契約や約束から簡単に逃れられないという点は強調し

11 「他者たちや言語を介さないものが結婚と呼ばれるはずはない。純粋に二者的な関係には（もしそのようなものが存在するとしての話だが）、結婚は、それが秘密のものであれ、己の居場所を見つけられないだろう。だが、一夫一婦制的な（契約なき）結婚、ここで唯一認められうる結婚は、二者的な関係に限定されねばならない。したがって結婚は、いずれにしても不可能である。あるいは、結婚が可能となるのは事後的にのみであって、決してある行為としてではない」（Jacques Derrida, *Glas*, éd. Galilée, 1974, p. 219）。

ておきたいと思います。

さて、カントからヘーゲルへという流れを見てきたわけですが、おそらく現代の多くの人々があまりに即物的すぎるカントの定義に顔を^{しか}顰めることでしょう。しかし、次の二つの点で、カントは先駆的であると言えるように思います。第一に、子供がいなくとも、その意味での「家族」が形成されなくとも、結婚をする意味はあるという意味で。カント的結婚は、未だ性からは切り離されていませんが、少なくとも家族からは切り離されている。そのことを肯定的に捉える可能性はあると思います。第二に、これはマリオ・ペルニオーラというイタリアの現代思想家が言っていることですが、カント的な道德には二種類の展開の余地があるという意味で。人格の内在性と精神性に向かうものが有名ですが、それと拮抗する、性の外在性とモノ性に向かうものに注目することもできるということです¹²。

ペルニオーラは、この第二のカント的道德が密かに通じている現代的なセクシュアリティのあり方として、「性的刺激を欲望—オルガスム—沈静という自然主義的サイクルから解き放つ」点を挙げていますが、この話の延長として、坂爪真吾さんの『男子の貞操——僕らの性は、僕らが語る』という本に言及しておきたいと思います。坂爪さんによれば、私たちは性器が最大の性感帯だと思込まされていますが、最大の性感帯は実は性器ではなくて、全身の皮膚なのです。だとすれば、「好きな人とのスキンシップ」をセックスの中心に置くということが、実は大事になってくる。そうすれば、将来、男性の勃起や射精が困難になったときにも、カップルが過度の挫折感や絶望感を味わわずに済み、セックスレスの予防にもなる、と¹³。坂爪さんの主張からは、私たちの考察にとって大切な二つの論点を引き出すことができます。第一に、「性交かセックスレスか」という二項対立は、「スキンシップもセックス」という考えによって相対化・無効化され、逆に、現代日本におけるリラクゼーション産業としてのマッサージの隆盛とその“性的”な（誤解を恐れずに言えば“性風俗”的な）意味も理解されることになります。第二に、性器的な性愛ではなく、スキンシップ的な性愛を根本的なものと見なすということは、性欲の根源を多型倒錯的なもの、部分対象的なものと見なすということであり、人間は広義のセックスにおいて相手をモノ化しており、私たちは“部分”——哲学的に言えば「偶有性」「個性性」——に向かっているということです。この点については、「人格」の話のところで、ふたたび取り上げることになります。

結婚の形而上学の第二の公理：所有（property）と優先権（priority）

さて次は、「所有」と「優先権」の話ですが、まず《所有と結婚》という話で一番最初に出てくるのは、マルクスです。結婚の西洋哲学史の近代篇はヘーゲルにおいて体系的に完成される。以後の歴史は、ヘーゲルの結婚観への抵抗の歴史です。それは例えば、19世紀の前半で言えば、ヘーゲルと真逆のパロディとしてのフリーエ、弁証法を斜めから切り崩そうとしたキェルケゴール、そしてヘーゲルを転倒させようとしたマルクスが挙げられます。それぞれきわめて特異な思想家である彼らに共通するのは、「所有の放棄」という点です。マルクスが「所有の放棄」を言ったということは皆さんご存じだと思いますけれども、意外と知られていないかもしれないのは、マルクスが単に「物的な財産の放棄」ということを言っ

12 マリオ・ペルニオーラ『無機的なもののセックス・アピール』（原書1994年、岡田温司・鯖江秀樹・蘆田裕史訳）、平凡社、2012年、65頁。

13 坂爪真吾『男子の貞操——僕らの性は、僕らが語る』、ちくま新書、2014年、150-151頁。

たのではないという点です。彼は、あらゆる形の所有の放棄を求めたのです。なので、「共同体所有の財産へと向かう、未だ粗野な共産主義」に対して、マルクスは手厳しい批判をしています。「粗野な共産主義」は、「ついには〈結婚〉に対して、〈女性共有〉を対置するという動物的形態を取る」だけだ、と。確かに結婚というのは排他的な私有財産の一形式だから、やめるかもしれない。しかし結局のところ、共同体所有の財産を持つのだとすれば、女性が共同体の共有財産になるという形になるだけである。それではダメなのだとマルクスは言うわけです。

では、青年マルクスがいわゆる『経哲草稿』の第三草稿で「第三の共産主義」と呼んだ自身の解決策はどういうものかという点、「すべての肉体的・精神的感覚に代わって、それらの感覚の単純な疎外、つまり所有の感覚が現れてきた」わけなので、「それゆえ、私有財産の止揚は、すべての人間的な感覚や特性の完全な解放である」と。ですから、物的な財産だけではないのです。所有から完全に解放され、所有を放棄せよ、そうすれば、感覚や特性が完全に解放され、「見る、聴く、嗅ぐ、味わう、感ずる、思惟する……愛すること」が今までとは違う形が現れてくる、とマルクスは言っているわけです¹⁴。

しかし、所有から解放されるということは、言うほど簡単なことではない。なぜ私たちが所有から解放されることはこれほど困難であるのかについて、意外な角度から面白いことを言っている人がいます。現代ドイツ思想を代表するアドルノという人です。アドルノが1944年に書いた「モラルと時間順序」というエッセーは短い文章で、まったく有名なものではありませんが、個人的には〈結婚の脱構築〉ないし〈結婚の西洋哲学史〉の中に必ずや名を残すべきもの、一つの立派な結婚論と見なすべきものだと考えています。その中でアドルノは、こういうことを言っています¹⁵。これまでいろんな文学の中で人間の愛情の問題などが扱われてきたけれども、あまりにも平凡過ぎて扱われてこなかった問題が一つある。それはすでに誰かが誰かに“所有”されていて、どうすることもできないという状況である、と。その人とゴタゴタもめているわけでも、その人のことが嫌いなわけでもない。ただ単にその人がすでに他の人とうまくいっているので自分とはうまくいかないという問題です。あまりにも平凡すぎ、あまりにも自明すぎて、これまで文学では扱われずにきたけれど、実は一考に値する問題ではないか、とアドルノは言うのです。

何が問題なのか。「前に誰かがいるから後の人が入ってこれない」ということは、「前の人が優先権を持っている」ということを意味するわけですが、では、その「優先権」とは何を意味するのかを考えてみなければいけない。誰かを独占的に所有する、誰かを優先的に束縛するというけれども、なぜ独占所有できると考えられるのか、なぜ優先的束縛に根拠があると思われるのか。実はそこでは、時間の流れが抽象的なものになっているのではないかとアドルノは言います。どういうことか。人の愛し方というのは、それがどれほど稚拙な、あるいは陳腐なものであっても、それぞれが特異で特別なものである。だとすれば、それらは互いに排他的にならないのではないかと。例えば、少し前からあなたがAさんを愛し、少し後からBさんを愛しているとします。あなたのAさんへの愛とBさんへの愛は本来比べられない、比べようのない、文字通り「比類なき」ものです。ところが、独占所有や優先的束縛という考えはまさに、この異質性・特異性を、等質性・同質性へと変質させてしまい、複数の生きた時間の流れを抽象的で単線的な時間の数直線上に並べてしまっている。Aさんへの愛とBさんへの愛を比べられると思うから、独占ということが生じてくる。ちなみに、嫉妬も同じ根から生じてきます。嫉妬とは、比較不可能なものを比較しようとする執拗な欲望にほかなりません。

14 マルクス『経済学・哲学草稿』（長谷川宏訳）、光文社古典新訳文庫、2010年、152-153頁。

15 アドルノ『ミニマ・モラリア』（三光長治訳）、法政大学出版局、1979年、105-108頁。

「真の愛情とは、相手の独自性を尊重し、その人の好ましい幾つかなの特質に執着するような性質のものであるはずで、所有の反映にすぎない人格などという偶像にしがみつ়くことではあるまい。独自性は排他的ではない。なぜなら独自性には全体性に向かう要素がはじめてから欠けているからである。」——つまり、誰かを好きになることがあったとしても、それは必ずしもその人の全体には向かわない。その人のこういうところ、ああいうところという個々の美点の集積からなる、自分にとって魅力的なその人の側面、部分に向かっていくところがある、と。「しかし別の意味では排他的である。なぜなら独自性と分かちがたく結びついた経験を他の経験に置き換えることは、それ自体の概念から言ってもともと問題にならないからである。」——難しい言葉ですけども、他の人への愛と比べなくてもいいではないかと簡単に言い切れるような愛なら、はなから優先権を主張しようとはしないということではないでしょうか。先ほどのサルトルの「愛のアポリア」を思い出してください。私たちは、「相手が自由に自分のことを好きになってくれれば、それでいい」と言えれば最高なのですけども、言えない。やはり、「自分に好ましい仕方で、好きになってほしい」と思ってしまう。それと同じ問題がここにも出てきます。一つ一つの愛の体験というのはそれぞれ独自なので、それを比べなくてもいいじゃないか、排他的でなくてもいいじゃないかと言いたいのだけれども、一つ一つがあまりにも独自のなので、やはりそこに優先権を主張したくなってしまう。そういう両面があるということです。先に「契約」のときにも、結婚のゆくえを考えると、契約や約束という観点を簡単に捨て去ることはできないと言いましたが、「所有」に関しても同じことが言えます。脱所有のさまざまな徴候が見られるとしても、そう簡単に所有を放棄することはできない。

この「所有／脱所有」について、つまり独占権とか優先権をあまり強く主張しないあり方を具体的に考える際に、参考になる現代日本の思索者に、信田さよ子さんという方がいらっしゃいます。彼女は、「家族の間に多少すきま風が吹いているくらいがちょうどいい」ということで、「すきま風家族」という考え方を主張したり¹⁶、あるいは、『家族収容所——愛がなくても妻を続けるために』という本で——すごいタイトルですね（笑）——、こういうことを言っています。

嫌悪感があっても、生きるためには仕方がないからそこに残り続ける。そしてそのことは「実に正しい選択だ」と胸を張って生きることだ。愛が無ければ夫婦じゃない、セックスがなければ夫婦じゃない、などという常識はひっくり返すことが可能だ¹⁷。

もちろん愛があってもいいですし、セックスがあってもいいわけですが、「なくてもいいのではないか」という視点を持つと、先ほどの優先権とか所有に対する考え方も少し変わってくるでしょう。「所有か所有の放棄か」という二者択一ではなく、「所有の意味が変質していったとしたら、どうなるだろうか」と考えてみる。そうすると、「家族はどうする？ 子どもはどうする？」という問いもその意味を変えてきます。家族なき愛、愛なき家族という言葉はどちらも未だに恐ろしく響くと思いますが、「所有」ということの意味が変わってくれば、家族のあり方も、愛のあり方も変わってくるのではないのでしょうか。

16 信田さよ子『脱常識の家族づくり』、中公新書ラクレ、2001年。

17 信田さよ子『家族収容所——愛がなくても妻を続けるために』（初版2003年）、河出文庫、2012年、263-264頁。ちなみにこの点は、信田さよ子と上野千鶴子の対立点になっている。先に引用した対談集『結婚帝国』の印象的な一節を引用しておこう。「上野：それも幻想だから、居場所なんかいない、というところまで踏み込んで言い切れますか？ 信田：そうねえ。できればね。ただ、そこまで言えるかな。人間関係的なものが一つもないところで生きられるんだろうか……」（109頁）。私は、信田の懸念を共有している。

結婚の形而上学の第三の公理：個人性 (individuality) と人格性 (personality)

最後に、個人 (individual) の話です。われわれの結婚観は大きな流れで言うと、契約主義的、所有主義的であるのみならず、個人主義的な方向に向かっています。昔であれば「家のための結婚」であったのが、今では「個人のための結婚」ということになっている。もちろん今後もその傾向は強まりこそすれ、弱まることはないでしょうけれども、個人にフォーカスされることの問題点もあるのではないのでしょうか。

この点については、ジル・ドゥルーズという現代フランス哲学を代表する哲学者が、フェリックス・ガタリという精神分析家と書いた『アンチ・オイディプス』という本の中で、今の私たちの愛や性、家族についての考え方はオイディプス的だ、と述べています。《パパーママ私》というオイディプス的な三角関係の中で（例えば父への反抗によって子供は大人になるといった弁証法的で実体論的な形で）すべてが考えられているけれども、実は私たちはそういうふうには考えていない。むしろ、私たちは無意識の中では、精神分析が言うところの「部分対象」にこだわっている。私たちの欲望というのは人間の微細な特異点に向かっていくものであって、私たちは〈部分対象の論理〉を追究した方がいい、というのが『アンチ・オイディプス』の主張です。

しかし、それは別に家族の破壊とか無秩序を求めるということとも違う。植物の例で恋愛を考えてみよう、とドゥルーズ＝ガタリは言います。多くの植物が、一個体の中に雄しべと雌しべを持つ、雌雄同体（同株）であるように、人もまた二つの性を持っている、と。この二つの性は互いにコミュニケーションは行わない。男性と女性は、自分の中で雄とか雌の部分が統計学的に優位にある人間ということの意味するにすぎない。だから人は、統計学的ないし巨視的には異性愛だけれども、微視的には「横断性愛」と考えていいのではないかと、言っているわけです¹⁸。植物は雄しべと雌しべを持って複数的で複雑な「性関係」を結んでいるからといって自己破壊的なわけでも無秩序なわけでもない。

ドゥルーズ＝ガタリの『アンチ・オイディプス』は家族を批判し、結婚を批判した本として読まれていますけれども、結婚の脱構築として読むこともできるし、むしろそう読んだほうが生産的な場合もあるのではないかと私は考えています。最近ではNHKなどでもよくLGBTの話が取り上げられるようになり、「性はグラデーションである」という考え方は、少しずつですが、広く浸透しつつあります。同性愛者の男性で、自分は男性が好きだと思っているけれども、本当は何%か女性が好きだという部分があるかもしれない。自分の中で〈男が好き〉か〈女が好き〉かは、「1か0か」や「100%か0%か」ではなくて、グラデーションになっているということが認められつつあると思うのです。そうすると、ここで言われている「n個の性」とか「植物的恋愛観」という、一見ユートピア的に見られるものも、そんなに突飛なものでもないのかもしれないという気がしています。

そのような考え方に接続する現代日本の文学者として、平野啓一郎さんという方がいらっしゃいます。平野さんは、個人 (individual) ではなく、分人 (dividual) という単位で考えようと提案されています。人間は個人として、一つの主体として一つの意味を持って生きていると考えられているけれども、実は複数の意味を持って、複数の側面を持って生きているのではないかと。小学校の友達と会っているときのモードと、大学の友達と会っているときのモードはたしかに違っていますが、どちらかのモードが嘘だということはありません。どちらの自分もたしかに「本当」なのです。ところが三人で会おうとなったときに、何

18 ドゥルーズ＋ガタリ『アンチ・オイディプス』（原書1972年）、河出文庫版（宇野邦一訳）、88-90頁。

かむずがゆい気持ちになる。嘘をついているわけではないのだけれども、すごく違和感がある。そこに注目して平野さんは、「人間は常にいろんなモードを生きている。それは別に、嘘をついているとか、隠しているとか、本当の自分ではないとかいう話ではない」と言います。だから、“本当の自分”は一つではない、複数いるんだ、と。この観点を平野さんは恋愛の問題、夫婦の問題に当てはめます。

人間は分人の集合体であり、重要なのは、その構成比率だと繰り返し書いてきた。その際に、恋をしている分人、誰かと愛し合っている分人を複数抱えている、ということは容易にあり得る。不倫や浮気が決して無くならないのは、その何よりの証拠だ。文学はまさしく、個人であるはずの主人公が、恋愛をする複数の分人を抱えてしまっていることによる矛盾と葛藤を、飽きもせず延々と書いてきた。(……) この場合、重要なのは、他の人に恋をするのは、必ずしも、今のパートナーを愛していないからではない、ということである。(……) 夫婦や恋人の間で嫉妬の対象になるのは、何も新しい恋の相手ばかりではない。家族や友人に対して嫉妬を抱くこともあるし、人間ではなく、仕事や趣味の場合もある。(……)「わたしと仕事、どっちが大事なの?」という詰問は、文字通りに取ると、比較しようのないものを比べている、バカげた発想のように思われる。しかし、「どっちの分人が大事なの?」となると、話は違う¹⁹。

「分人」は分散の方向性を持つ語なので、私はむしろゆるやかに収束する「人格」という言葉で考えたい。法や制度は、周囲から独立し、自立・自律した人間のただ一つの「個人性」(individuality)にその有責性の基礎を置いています。これは抽象的に想定された存在(existence)です。それに対して、人間の真の生きた核は、周りと絶えず反響し合い、相互に影響し合う「人格性」(personality)であって、私はこれを響存(echo-sistence)と呼んでいます。今はまだ法制度は「個人性」を元に構想されていますが、いつかは「人格性」を元に構想し直されなければならない時期が来るのではないのでしょうか²⁰。

ただ、〈契約〉や〈所有〉のときにも強調したように、〈個人〉の観点を単純に捨て去ることはできません。「分人化」が趨勢であるとしても、それは「個人の完全な消滅」を意味しないのです。人間の生きる次元が複数あり、生きる時間が常に複数並走しているとしても、多くの場合、現働化・空間化の中で与えられる時間は一つであり、行動する身体は一つ、つまり「個」です。分人主義の限界が最も鮮明に露呈するのは、非対称的な関係性の最たるものである子どもや老人のケアなど〈家族〉の問題に直面する場面ではないでしょうか。「人間の矛盾を許容してしまおう」と宣言し、「分人民主主義(Divicracy = dividual democracy)」を提唱した鈴木健さんにとっても、〈家族〉の問題が“アキレス腱”であったことはその証左でしょう²¹。いずれにせよ、〈愛〉〈性〉〈家族〉の孕む非対称な関係性、〈関係を生成させる関係〉、流動的な世界の生成変化の現実と向き合い、〈個人〉の観点から抜け出す困難を十分に見据えつつ、〈分人=人格〉の観点の可能性を追求していく必要がある、ということは申し上げておきたいとします。

19 平野啓一郎『私とは何か——「個人」から「分人」へ』、講談社現代新書、2012年、140-143頁。

20 Cf. 上野千鶴子編『脱アイデンティティ』、勁草書房、2005年。

21 鈴木健『なめらかな社会とその敵——PICSY・分人民主主義・構成的社会契約論』、勁草書房、2013年、242頁。彼の提案する解決策は、プラトンのそれ(『国家』第5巻)とほとんど変わらないように思える。

おわりに——脱構築は確実に進行している…

まとめます。今までは〈愛・性・家族〉がセットになり、固く結びついて結婚というものを構成していると思われてきたわけですが、そうではない結婚というの、いつでも、どこにでもあった。愛・性・家族を結婚から切り離すということはこれからますます行われていくでしょうが²²、その分離プロセスが社会的に承認されていくためには、「今までもそうだった」ということを丁寧に、何度でも確認していく必要があります。問題は、分離プロセスによって不幸が生じないように、誰にとってもできるかぎり痛みを伴わないようにできるかどうか。そこが制度化のときのポイントになると思います。社会の流動化が加速すると、安定化を求める逆の動きも強まり、切り離しがたさがいよいよ痛感されることになるというの、私のお話の中で何度も強調してきたところです。ローマは一日にしてならず。無意識の形而上学も簡単に解体できるわけではないので、その解体しがたさも見つめていくことが大事ではないかと思っています。

最後に、「今までもそうだった」という例を、幾つかお見せして終わりたいと思います。

まずはムーミンです。作者のトーベ・ヤンソン女史はある島でずっと女性のパートナーと暮らしていたそうですが、マイノリティのまなざしでムーミンの家族関係を見直してみると、ムーミン家という、一見〈パーママー私〉の堅固な家族と思われていたものが違った形で見えてくる。いろんな来訪者がひっきりなしに入ってきたり、話の途中でミーがムーミン家の養女になったり、実は流動的な家族なのではないでしょうか。

「ドラえもん」や「サザエさん」は、国民的な人気者で、家族の典型みたいに言われますけれども、これだって別の視点から見れば、それぞれ非常に変わった形です。「ドラえもん」は、闖入者を受け入れた家族共同体ですよ。あんな〈モノ〉が押し入れの中にいるのに、平然と受け入れているわけですから（笑）。「サザエさん」にしても、典型的に見えて相当変わった家です。私たちは本当はそれを知っているはずなのに、知らないと思い込んでいる。その一番いい例は、お父さんが白い犬、お兄さんが黒人男優、お母さんが美人女優、妹が美人若手女優という一家を主人公にした某携帯電話会社のCMでしょう。このCMは日本で5年間連続で好感度ナンバーワンでした。ということは、これがいい意味でも悪い意味でも現代日本の家族像を的確に反映したものだったということです。「いい意味で」というのは、すきま風家族の多孔性、家父長制の失墜が如実に表れているように思われるからです²³。「悪い意味で」というのは、これが逆だったらどうなっていたか、つまり、お母さんが白い雌犬、妹が黒人女優、お父さんがカッコいい男優、お兄さんがイケメンの若手男優だったらと考えてみると、おそらくこのCMは好感度一位をとれなかったばかりか、抗議の嵐で数日もたなかったのではないかとすら思われるからです。このように、今の日本の中でも、さまざまな歪みを伴いながら——地上に樂園はありませんので——ではありますけれども、至るところで、脱構築は進んでいると言えるのではないかと思います。

ご清聴ありがとうございました。

22 簡便なレポートとして、大塚玲子『オトナ婚です、わたしたち——十人十色のつがい方』（太郎次郎社エディタス、2013年）を参照。

23 「何を考えているかわからないという点では、昔と変わらないのです。けれども、その父親の気持ちという『ブラックホール』が、かつては家族の他のメンバーにある種の『畏怖』の念を生ぜしめていたのに対して、今では何の関心も呼び起こさない」（内田樹『街場の共同体論』、第一講「父親の没落と母親の呪縛」、潮出版社、2014年、29頁）。

討 論

(近藤) それでは、後半の討論の時間に移ります。まずは提題者の間で相互に議論していただくことも考えたのですが、すでに会場からご質問がかなり来ていますので、それにお答えいただく中でほかの提題にも言及していただきながら、議論を深めていくという形をとりたいと思います。

まずは大島先生に対して、「日本で同性婚が認められない法的根拠は？」というご質問が寄せられています。日本国憲法には「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し……」という規定もありますが、いかがでしょうか。

(大島) 日本において同性婚が認められない法的根拠ということですが、納得できるかどうかは別として、現在言われている解釈としては、まず、男女であることを前提とした規定が婚姻法の中にたくさんあるということです。年齢については、男性が18歳以上、女性が16歳以上でなければいけないということが民法に書いてあります(民法731条)。ということは、男性と女性が当事者だということを前提としているのでしょ、ということです。あるいは、民法の条文の中に「夫婦」という言葉がたくさん出てきます(例えば民法750条以下)けれども、夫婦というのは、漢字では「夫」と、女偏の「婦」ということで、それは男女であることを前提としているのでしょ、という解釈です。

それから、二点目の根拠として憲法が挙げられます。憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基いて婚姻が成立」する、と規定しています。この「両性」というのは、男女に限る、と解釈することができるといわけです。この二点、あるいはどちらか一方を挙げて、「同性婚が認められない」という解釈をする人の方が今、優勢だということです。

ですが、これとは異なる解釈も存在しています。特に、後者の点について、憲法24条が同性婚を禁じているとはいえないとの解釈は有力です。当該規定は、戦前の家制度からの脱却を趣旨として、婚姻における当事者の独立性(親族等の不介入)と夫婦の平等を保障するために起草されたものであり、同性婚を積極的に禁止する意図は持っていなかったことがその根拠に挙げられています。

(近藤) 大島先生にはさらに、質問者の方の趣旨とは外れるかもしれませんが、二つのご質問をまとめた形でお聞きしたいと思います。大島先生にはフランスと日本を比較してご議論いただきましたが、いずれの質問も、その両国の歴史的・社会的背景にかかわると思われます。まず一つ目のご質問は、「フランスの婚姻制度は、近代以前においてどのようなものであったのでしょうか？(……)なぜフランスにおいて個人を重視する婚姻制度が成立しえたのか、その歴史的・社会的要因についてお答え下さい」というものです。もう一つは、「日本の婚姻制度は、家制度が背景にある」のではないかとした上で、そういう「法律の背景にある考え方・思想を把握していないと、日本の社会に適用できる制度はできないと思いますが、先生の考えはいかがでしょうか」というご質問です。

(大島) いずれもそのとおりのご指摘を頂いたかと思います。

フランスの歴史的な経緯で重要な要素は、やはりカトリック教会の存在だと思います。教会が隆

盛を極めて婚姻制度を支配した時代が、12世紀から16世紀頃にかけてあるわけです。それ以前はフランスでも家族主義的なものが優勢でした。そこに教会が入ってきて、キリストの教を広げていく中で、家族の中から「神の面前に一人で立つ個人」を抽出し、つまり、それまでの家族集団から個人を引き出し、その人たちが婚姻することによって新たな家族が創設される、という新しい家族観を形成して、それを人々に広めました。フランスの個人主義が可能になった前提としては、まず教会の存在があるということです。

フランス革命において、教会や国王の支配に対して人々が立ち上がり、その結果できたのは、教会や国王に支配されるのではなくて自分たちの代表である議員が造る国家でした。だから、それまで教会で行っていたことを自分たちが作った機関である役所で行うことで、宗教色をなくし、教会の力をなくし、婚姻を自分たちの手に収めようとしたわけです。とはいえ、フランス革命後にできたナポレオン民法典においては家族主義もそれなりに残っていました。けれども、日本の家制度とはやはり違う家族主義でした。つまりは、もともとの家から抜け出た個人と個人が結合して一つになり、新しい家族を形成するという家族主義でした。その家族における男性の支配が強いという時代はもちろんあったのですが、そこから徐々に変わってきて、先ほどお話ししたような段階に現在は至っているという流れです。

これに対して、日本の婚姻制度の背景には、家制度があります。明治民法の制定時に家制度ができたわけですが、実はそれ以前に社会の中に「イエ」という実態があったわけです。その「イエ」の中においては、抑圧はあったかもしれないけれども、それはそれでその弱者は守られていました。逆に言うと、家長は家の人たちを守らないといけないという、重い社会的義務を負っていたのです。社会の中に実態の伴う「イエ」というものがあって、その上に家制度を乗せたということです（といっても、実態としてのイエと制度上の家との間にズレがなかったわけではないのですが）。ですので、制度上の中身は空洞でも、実質的には社会のルールによって中身が充たされていたわけです。法制度が行わなければならないのは、誰がどの家に属しているのかを把握することでした。誰が家長で、誰に対して責任を負うのかということが分かる枠だけ作ればよく、実体的ルールは人々に任せておけばいい、というのが明治時代に民法が制定されたときの考え方だったわけです。これが戦後、アメリカが入ってきて、家制度はよろしくない、男女平等にすべしということになり、条文上は変えなければならなくなりました。そこで、家制度に関する文言を削除した戦後民法が出来ました。けれども実際に夫婦や家族のあり方が変わったわけではありません。戦後民法では、条文上、家制度と明らかに分かるものを削除したけれども、新たなものはほとんど何も加えなかったもので、現在でも「イエ」の実態を前提とした枠組みが残っています。けれども、「イエ」という実態は今日ではもうなくなってきているので、問題は深刻になってきていると思います。

(近藤) 大島先生のお話で確かに現在の問題の所在はよく分かったのですが、「では、どうしたらいいの?」という方向性について、よろしければもう少しお聞かせください。

(大島) 今までの日本の考え方というのは、偉い人が制度を変えてくれる、というイメージでした。ですが、家族問題に関しては、(特定の専門家だけではなく) 私たち一人一人がどう考えるか、というのがすごく重要だと思っています。

私が身を置いている法学の世界では「もう少し司法の介入を増やしましょう」、「法律を改正しましょう」といったことを、もう何十年も前から主張しており、具体的な法案も数多く提案されている

のですが、それが国会には全く届きません。ということは、法学のコミュニティだけに通用する、何か特別なものがあるのかもしれませんが。一般の人は司法や法というものをそれほど信用も必要ともしておらず、改正を求めているのではないかと、という思いが、強く私の中にあります。ですから、「皆さんは一体どうしたいのか」というのが、今日聞きたいことです。なお、私自身はもう少し司法がその役割を果たすべき場面があるのではないかと考えていますし、世間のルールに頼る構造はやめていった方がいいと思っています。

(近藤) よく分かりました。今後の方向性については、また後で話題になるかと思います。

次に、赤枝先生へのご質問に移ります。今日は女性同士の親密性についてのお話がメインだったのですが、そこに「男性」が入るとどうなるかということについて、二つほどご質問が届いています。まず一つは、「男性同士の親密な関係についてもメディアにおいて表象されていたのでしょうか。もしそうならば女性同士のときとはどのような違いがあったのでしょうか」というご質問です。もう一つは、少し違う視点からになりますが、「メディアの眼差しが性生活に集中してしまう」という点について、「もしメディアを担う人々が男性中心ではなく女性中心であったなら状況は違っていたのだろうか」というご質問です。

(赤枝) 後者のご質問からお答えします。

メディアを担う人が男性中心だったからまなざしが性生活に集中してしまったのではないかと、いうのは、本当にそのとおりだと思います。今日はいろいろお見せしたい写真があったのですが、今回全部切ってしまったのはヌード写真です。女性同士の夫婦を取り上げた多くの記事で、彼女たちのヌード写真が掲載されています。男性的女性であっても、その人も含めて二人のカップルが裸になっている写真がしばしばついています。男性目線だというのは確かで、まず性生活のことを必ず聞くというのも、そうだと思います。今でも、レズビアンの人に「役割はどちらですか」という質問をして嫌がられることはよくあるのですが、「男役と女役、どちらですか」という話も必ず記事に出てきます。ということなので、本当に男性目線だと思いますし、実際そういうふうに取り切られて表象されたレズビアン・イメージに当のレズビアンの人たちが強く反発を覚えて、「自分はああいうのとは違う」と批判していました。

それから男性同士の親密な関係についてですが、私は今回、男性同士の方はあまり集中して見なかったものでちょっと推測も入るのですが、おそらく女性の方が多かったと思います。なぜかという、要はポルノの役目も果たしていたからです。だから、男性の作り手が男性が消費するポルノとしてレズビアン夫婦や女性同士の夫婦を記事に出しているということも多かったのも、女性同士の表象の方が多かったと思われます。男性同士もわずかにあります。ゲイ雑誌ではない一般男性向け雑誌でも、男性同士の性関係というのがどういうものか、性的な話を前面に出したような話になっているものはありました。

(近藤) ただ、今のお話だと、女性同士であれ男性同士であれ、同性愛に対する偏見が性的な面ばかりへの注目を生んでいるとも思えたのですが、その辺はどうでしょうか。

(赤枝) それもあります。性的な部分ばかりが大きくクローズアップされてきたというのが今までの先行研究での分析結果でもあったのですけれども、ただ、「夫婦」として取り上げられたときには、性的な夜の生活の話だけでなく、昼の生活にもけっこう触れられているのです。もちろん、単に性的な描写だけの記事というののもたくさんあるのですが、そういうものばかりではなかったという印象です。

もちろん当時の同性愛に対する偏見などは色濃く反映されていますし、読んでいて不快感を覚えるところはたくさんあるのですが、今、時間を置いてこうして振り返ったときに、こういう生活をしていた人もいたのだ、という読み方もできるのです。だから、ホモフォビックに切り取られたというだけではないものがあると思っています。

(近藤) もう一つ、これは特にどなたにというご質問ではありませんでしたが、赤枝先生が一番ふさわしいのではないかと思いますのでお聞きしたいと思います。「同性婚に反対する人々の主張というのは突きつめていくと『我々に不愉快なものを見せるな』ということになると常々思っているのですが、これを打破して同性婚に異性婚と同等の権利を持たせることは実現可能なのでしょうか。もし私のこの前提が全く誤りであるなら（できれば誤りであってほしいとも思うのですが）宗教的な理由を除いて同性婚に反対・嫌悪する人のその理由とは一体何なのでしょう」というご質問です。

(赤枝) 非常に難しい質問です。直接にお答えすることにはなっていないかもしれませんが、同性婚については、同性愛者というアイデンティティを持っている人たちであっても、全員が賛成というわけではありません。また、同性婚に反対するすべての人が、強固な異性愛主義者というわけではありません。質問の意図は、異性愛者の中で同性婚に反対する人々の主張は何か、ということだと思います。「不愉快なものを見せるな」と思っている人ももちろんいると思いますが、それが一番多い理由であるとか、突き詰めるとそこにいくということではないと思っています。そうしたことなく、「秩序が乱される」というイメージを持っているのではないかと思います。それは、日本では夫婦別姓がなかなか認められないということとも通じると思うのですが、結婚というものが社会の秩序として受け止められ、制度として機能しているところで、それが変わることは秩序が乱されてしまうことだと感じる人が多いのではないかと思います。深く深く突き詰めて、こうこうこうだから嫌なのだというよりは、反射的に、印象として「秩序が乱れる」「社会が乱れる」「家族が崩壊する」と考える人が多いと思うのです。

この質問には、私よりは大島先生などの方がうまくお答えになると思うのですが。

(大島) 「秩序が乱されることが不安」というのは直感的なものでそれも無視できない理由の一つだと思うのですけれども、法的な議論において同性婚に反対する側が拠り所にするのは「子どもの利益」です。フランスで最も主張されたのは、「子どもは父親と母親を持つ権利がある」ということでした。同性婚を認めてしまうと、同性のふうふが養子縁組をした場合、父親―父親、母親―母親であって、父親と母親を持たない子どもが生まれてしまう。それはカップル間では平等であるかもしれないけれども、子どもの間には不平等を作り出す、という主張が強くなされました。こうした主張に説得力があるかどうか分かりませんが、同性婚に反対するときの法的な根拠としては、何らかの形で子どもの問題が引き合いに出されることが多いと思います。

(近藤) 子どもの話題については別にご質問が出ているので、後で改めて伺いたいと思います。

次に、藤田先生へのご質問に移ります。まず一つ目は、「歴史的に見た場合、藤田先生の言う〈結婚の形而上学〉は近代以降の比較的新しいもののように思われますが、近代以前において、結婚の形而上学は存在していたのか？ 存在していたなら、どのような脱構築があったと考えられるのか？」というご質問です。

(藤田) 今日は時間の都合でお話ししませんでした。もちろん近代以前にも〈結婚の形而上学とその脱構築〉はありました。ここではごく簡潔に、近代以前の幾つかの重要な転回点を素描しておきます。

まず古代ギリシアの時代、プラトンにおいて「エロス」というものが、後に「プラトニック・ラブ」と呼ばれるようになる形で再組織化され、大きく変容を被ったときです。プラトンは決して現在想像されているような「肉体的欲望を離れた、純粹に精神的な恋愛」を考えていたわけではなく、必ずしも「肉体上の生産欲」と「心霊における生産欲」を分離してはいませんが、とにかく「心霊上の美を肉体上の美より価値の高いもの」と考え、「親密な共同の念」のみによって結びつく精神的共同体を重視したという意味で、現在の「恋愛結婚」につながるものを構想したと言える。脱構築の契機としては、「一人の人をただひたすら想う」ことを〈愛〉の究極形とは考えていなかった点が挙げられます。「奴隷のように、一人の少年とか一人の人間とか(……)に愛着して、ある個体の美に隷従し、その結果、みじめな狭量な人となる」ことを避け、「認識上の美をも看取することができる」ようにならねばならないと言っています(『饗宴』208E-210D)。

次に大きな転回点となるのは、古代ローマの時代、キリスト教が浸透していくときです。特にパウロの登場が大きい。彼が定式化した論理は、先ほど大島先生が近代フランスについてご説明されたものと基本的に同じだと思います。神なき個人主義が自明視される現代にあっては逆説的に響くかもしれませんが、キリスト教によってはじめて、「神の前の平等」という形で一人一人が神と直に向き合うことが求められ、「個」というものが強く意識されてくる。それによって「イエのための結婚」ではない「個人の意志による結婚」が準備される。パウロの書簡(第1コリント第7章)などを読むと、男女が結婚の中できわめて対等に扱われていることに驚くほどです。ここで、後の「個人主義的な結婚」につながる発想の萌芽が少し出てきました。ただ同時に——そしてこれが脱構築の契機となるでしょうが——、パウロはまったく子どものことを考えていなかった。終末論的独身主義を標榜する彼にとって、結婚はあくまでも性的放恣を防ぐための“必要悪”にすぎなかったのです。

近代以前で最後に大きいのは、宗教改革の時代、ルターの登場です。彼もまた、結婚制度を大きく変貌させることに寄与しました。当時カトリックの聖職者たちは「独身制」を強制されていたのですが——パウロの自発的な「独身主義」と混同しないようにしましょう——、ルターはそれに対して激しく反発しました(「キリスト教界の改善についてドイツのキリスト者貴族に与う」、1520年)。免罪符(贖宥状)批判だけが注目されがちですが、独身制も宗教改革の大きな標的の一つだったのであり、ルターはそのために激しく闘い、自らも結婚しました。ルターはパウロの個人主義を基本的に継承していますが、大きく変わったのは子どもや家族に対するまなざしです。「イエのための結婚」が再導入されたのではなく、「家族のことを考えた結婚生活」が意識されるようになってきた。ただし——そしてこれが脱構築の契機となるでしょうが——、ルターの家族はきわめて家父長主義的です。これがその後、ルソーを経て、ヘーゲルにおいて完成していくわけです。

ごく簡潔に古代から近代の直前というかその入り口あたりまで素描してみました。こんなところでいかがでしょうか？

(近藤) 近代以降の特徴というものはあるのでしょうか。

(藤田) まだまだ研究の途上なのであくまでも「仮説」として、三つ挙げてみたいと思います。まず、〈契約〉〈所有〉〈個人〉といった諸概念が密接に絡み合った形で前景化しているのは近代以降、現代まで続く特徴ではないでしょうか。この点は本日の主題でしたので、繰り返しません。

次に、近代に固有の、つまり現代では変容しつつある特徴として、〈個人〉の次元が、決して独立した自律的なものではなく、一方で〈国家〉と、他方で〈家族〉(イエではなく)と密接な関係を

持っており、愛・性・家族が「家父長制」的結婚の下に組み入れられていた、という点が挙げられます。ルソーはこの点で一つの転回点になっています。『エミール』や『社会契約論』の著者として有名なルソーですが、結婚の近代形而上学を考えるうえで重要なのは、『新エロイズ』です（これは今では一般にはほとんど忘れられていますけれども、18世紀には大ベストセラーであった著作です）。その中で、ルソーは、脱構築的な分析に値する複雑な仕方で、〈婚前の自由恋愛・婚後の貞節〉や〈家父長主義的な家族共同体〉の確立（と同時に崩壊の予感）や家族愛の顕揚を語っています。現代における変容というのは、例えば、18世紀に「子ども」という概念が誕生したとよく言われますけれども、「子どもの権利」や幼児虐待への対応を見れば分かるように、現代では「法は家庭に入らず」のローマ法的原则はどんどん変質しつつあるということです。

最後に、近代というよりは現代に特徴的な現象として挙げることができるのではないかと思います。は、技術の進歩によって、愛と性と家族がどんどん切り離されていくという点です。セックスレス夫婦の例は先に見ましたが（愛と性の分離）、それ以外にも例えば、コンドームやピルなどの避妊具の登場・発展によって性交と生殖・出産が切り離され、性の純粋に享乐的な側面が浮かび上がると同時に、体外受精や代理母、同性婚の登場によって、出産を経ずとも育児に関わり、家族を持つことが可能になる（性と家族の分離）、といった具合です。

今のところ、さしあたり以上の三点を近代以降の特徴として挙げておきたいと思います。

（近藤） 藤田先生に、別のご質問が来ています。「人間と人間以外との『結婚』について、『結婚の根本三概念』に照らし合わせると、成立可能とお考えでしょうか」というものです。また、これは大島先生と赤枝先生に向けられているご質問なのですが、藤田先生のお話の中に出てきた話題と関わると思うので、今読み上げたいと思います。「先生方のお話の中では、『結婚』または『パートナーシップ』を二人の間の関係として、それを暗黙の前提としていたと思います。デリダの話で出ていましたが、数にとらわれない、例えば三人以上の『結婚』や『パートナーシップ』について、どのようにお考えになりますか」というものです。「そのことの実行可能性、実効性、道徳性についてどのようなお考えになるか」とのことですが、いかがでしょうか。まずは藤田先生に伺って、その後で赤枝先生と大島先生にも何かお考えがあればお話いただこうと思います。

（藤田） 哲学者の性^{さが}でしょうか（笑）、そういう突飛な質問がとても面白いと思います。まず人とモノの関係についてですが、確かに、突き詰めて考えていくとありうるという気がします。これはカントのところでも出てきて、もう少し展開してもよかったのですが、例えば脚フェチでも何でもいいんですが、フェティッシュというのは、要するにモノ性・部分性が与えるセクスイメージということですね。それを生命のない物体に限定したものを「対物性愛」と呼ぶ研究者もいます¹。そうした欲望が昂じて、空想的な結婚式に至った例も実際にあります。スウェーデン人女性エイヤ＝リータ・エクレフ＝ベルリナー＝マウアーさんはベルリンの壁と“結婚”しましたし——「ベルリナー・マウアー」はドイツ語で「ベルリンの壁」を意味します——、アメリカ人のエリカ・ナイショウさんはエッフェル塔と“結婚”し、結婚式後に名前をエリカ・エッフェルに変えました²。これは空想的な結

1 Amy Marsh, “Love Among the Objectum Sexuels”, *Electronic Journal of Human Sexuality*, Volume 13, 2010 (<http://www.ejhs.org/volume13/ObjSexuels.htm>).

2 オギ・オーガス＋サイ・ガダム『性欲の科学』（坂東智子訳）、阪急コミュニケーションズ、2012年、139頁。

婚式ですけれども、ペットに遺産を残す制度は実際に現実化しつつあります³、犬型ペット・ロボット AIBO の修理サポート終了は「老いたロボットをどう看取るか」という問題を提起したとして話題になりました⁴。「動物やモノへの（性）愛」が確実に現象として存在している以上、「結婚」も含めて、今後さまざまな制度的展開がありうると思います。

次に、三人以上との結婚またはパートナーシップについてです。先ほどはその可能性についてデリダが言及していることをご紹介しましたが、ここでは思想史の中から一つ例を取り上げましょう。シャルル・フーリエという人が『愛の新世界』というブツ飛んだ本を書いています⁵。フーリエによれば、今まで人間は理性的に文明を基盤として、情念を抑えつけて道徳的な生活を送っていかうとしてきたけれども、それは間違いです。情念を抑圧するのではなく、むしろ情念の本性を厳密に分析し、“情念の論理”に即した調和的な社会を作っていく方がより合理的だ、と。つまり発想を逆転させるわけです。例えば、彼の言う 12 の「根本情念」の中に「蝶々情念」というのがあります。これは、蝶々が花から花に移っていくような「移ろいやすい」「移り気」な情念で、我慢強く一つのことに専念することが美德とされる現在の文明社会では否定的に捉えられているわけですが、しかし、考えてみれば、人間というのは大なり小なり蝶々情念を持って生まれてきているのだから、それを理性的に抑圧して粹にはめるのは土台無理な話で、どこかで無理がくる。だったら、蝶々情念を強く持っている人に関しては、別の労働形態、別の社会的結合形態を考えた方がいい。だから結婚は、現状の社会においては一夫一婦制ですけれども、これが果たしてすべての人にとって適合的なのか、“情念の論理”に即した調和的なシステムを再構築する必要がある、とフーリエは言うわけです。

ですから、結婚を一つではなくて、複数の型で考えることができるとすれば、つまり二人でいたい人は二人でいていいし、一人でいたい人は一人でいていいし、三人以上でいたい人は三人以上で“結婚”してもいい、というような制度がもし可能であるならば、そして大島先生が強くおっしゃっていたように、やはり最終的には人々が決めることですから、人々が「それでよい」「それでも道徳は保たれる」と考えるのであれば、それは不可能ではないと思います。現状ではもちろん、難しいというか、端的に不可能であるわけですが。

（大島） 人間以外との「結婚」の話は私の想像を超えていて答えられないのですが、三人以上の結合の可能性については、フランスでパックス（PACS）を制度化する際に、「なぜ二人に限るのか」という議論が出ていました。結局、フランスのモノガミー規範の強さによって（そしておそらく実際のニーズが皆無であったことによって）実現はしなかったわけですが、理念的には可能だと思うのです。私の話の中で述べた「人はなぜ結婚するか」の「結婚のメリット」の①～④のすべては、二人よりも三人以上の方がその効用は上がるようにも思います。例えば、私は現在子育て中ですが、父母二人だけに子育ての責任を押しつけられるのは非常に重いような気がしていて、もっといろんな人に手伝ってもらいたいとも思います。ですから、共同生活や子育てといった機能だけを見ると、三人以上の人での結合を促進するように制度を作るということは可能でしょう。ただ、二人の場合と三人以上の場合で起こる問題が違ふことがあります。二人の場合は、関係が破綻したときに問題が深刻になる可能性が高いので、より強い保障が必要になるかもしれません。他方、三

3 2015 年 1 月 3 日付の朝日新聞記事「ペットに遺産のこしたい 飼主高齢化、孤独死したら…」。

4 2014 年 7 月 29 日号の AERA「AIBO、君を死なせない 修理サポート終了、『飼主』の悲しみ」。

5 シャルル・フーリエ『増補新版 愛の新世界』（福島知己訳）、作品社、2013 年。

人以上の場合、リスク分配ができている分、それほど存続保障をしなくてもいいかもしれませんが、関係を調整するための仕組みが二人の場合よりも多く必要かもしれません。

もう一つ考えなければいけないのは、子どもを産み・育てる環境として、言ってしまうと子どもを「生産」して、誰が育てるのかということについては、規範や規範意識の存在を無視できないという点です。先ほどは全部、結婚が持つ機能だけで説明していったわけですが、それだけで説明できない「子どもは特定のパートナーとの間で持つべき」とか「子どもは父母が育てるべき」という規範意識が、社会の中にも個人の中にもあると思います。その背後には、生の感情が存在するのではないのでしょうか。たとえ三人での結合の方が生活しやすかったとしても、相手が自分以外の人と性交渉を持ったり子どもを作ったりすること、その子どもを育てるのに自分が参加することに対する負の感情と折り合いをつけることができるかどうか。三人以上の結合という場合、このところが一番の障害になるのではないかと思います。

(赤枝) 二人以上の関係も考えられるというのは、全くそのとおりです。現在の同性婚に関する議論における同性婚への反対意見の中には、強い「カップル主義」に対する批判というのがあります。カップルを保障するというよりは、ひとりでも生きていけるということを保障すべきだという議論ももちろんありますし、複数のパートナーを持つ「ポリガミー（一夫多妻）」的な関係性を求めている人たちもいるというのは、現在の議論です。

ただ、今回私をご紹介した1960年代から70年代の記事で、二人の関係しか出てこないというのは、それとはまたちょっと違う文脈があると思っています。あれが女性同士の親密な関係の流れのうへ、歴史のうへにあるということを考えたときに、女性同士の親密な関係というのは男女の関係とは異なるものとしてイメージされていて、そのときの男女の関係というのが戦前の日本の実質的な一夫多妻制みたいなもので、男性は外で女の人と遊ぶことができるけれども女性はそうではないという、性におけるダブル・スタンダードに対するアンチというの、女性同士の親密な関係の中には含まれていたと思うのです。だからこそ、あそこでたくさんの人とつきあうということがそれほど理想的なものとして出されていないし、実際に理想的な二人関係というのが描かれています。けれども、必ずしも永続的な関係ではなくて、別れてしまう、壊れてしまう関係が描かれています。そのときには1対1だけれども、人生を通してつきあう相手は複数の可能性があるというのは、60年代、70年代の女性同士の親密な関係の記事の前提にはあると思います。

(近藤) では、次からは少し大きな質問になりますが、提題者の皆様全員にお答えいただきたいと思います。まず一つは、「現代の結婚は恋愛結婚（ロマンチック・ラブ・イデオロギーをもとにしたもの）が主流ですが、この先将来、別の価値基準になることは予想されるでしょうか？（昔は経済力がメインだったかと思います）」というご質問です。

特に大島先生は、法学という分野によるところもあるのですが、ほかの提題者の方々とは異なり、愛という話はまったくなさらなかったかと思います。その辺も含めつつ、こういうご質問に対してどうお答えになるのかお聞きしたいと思います。

(大島) 私は婚姻制度の話をするとき、愛という言葉をあえて出さないようにしています。というのは、「愛」という言葉によって隠されてきたものがたくさんあると思うからです。より実を見たいと思っています。私がお示した経済学の分析は、人々が結婚するとき、実際にはこういう意図で動いているということを明らかにするものでした。「愛」という言葉を覆い被せて説明してきた結婚につい

ても、合理的に説明できるというわけです。ですので、「愛」というものはあまり信用していません。実際の夫婦の中に「愛」と表現されるような感情があることについて否定はしませんが、特に婚姻制度について語る際に「愛」という言葉で説明することには、わざとらしさを感じています。

ご質問は「恋愛結婚に代わる何かが生まれるか」ということなのですが、すぐにはお答えしにくい問いですね。ロマンチック・ラブ・イデオロギーが生じた背景には、人々が徹底的に合理的に考え始めてしまったら誰も結婚しない、という問題があると思うのです。結婚というのはとにかくハイリスクな投資です。特に女性にとっては、ハズレの可能性も相当高いにもかかわらず、一部のアタリを自分も引けるかもしれないと思って飛び込む人生の賭けのようなものです。合理的に考え始めると怖くなってしまいます。だから、「愛情があれば何とかなる」「愛ある結婚ならうまくいかなくなる可能性なんて考えないはずだ」というロマンチック・ラブの考え方は、人々を婚姻にいざなう機能を果たしてきたと思います。ですので、この考え方を信じたい人は「恋愛結婚」のままでいいのではないかと思うのですが、これをイデオロギーだと気づいたり、「ロマンチック」なものに疲れた人も増えてきているように思います。そう思う人はこのイデオロギーに囚われずに生活していけばいいのではないかと思います。一つの形に縛られずに、それぞれの望む形に正直に生きる中で、新しい結婚形態が出てくるかもしれません。

(赤枝) 今日の私の資料ではロマンチック・ラブ・イデオロギーに基づく結婚を紹介しましたが、日本で現在、行われている結婚がはたして、本当にロマンチック・ラブに基づいていると言えるのでしょうか。社会学でよく言われるのは、日本では1970年代に恋愛結婚が見合い結婚を上回ったということです。しかし、それは本当なのか。私はそこが怪しいと思うところから、女性同士の親密な関係の研究をしているのですが、日本で恋愛結婚と言われてきたものは結局のところ、自由意思結婚にすぎなかったのではないかと思うのです。周りの人が決めるのではなくて、自分の意思で相手を決めるのを恋愛結婚と呼んでいたものであって、本当に恋愛に基づいて結婚したということと、恋愛結婚と呼ばれてきたものは別なのではないかと思っています。なぜかというと、恋愛結婚が見合い結婚を上回ったと言われる70年代以降、例えば結婚している男性による「キーセン観光」などが問題になっているのもその後のことで、本当にロマンチック・ラブに基づいて結婚しているなら、そういう問題は浮上してこないのではないかと思うのです。だから、イデオロギーとしてはあっても、現実としてはそうではなかったのではないかと考えています。

結局のところ、女性にのみロマンチック・ラブに基づいて結婚すべきという規範が押しつけられてきました。でも現実にはそうはならないというギャップが埋められないまま来ていたのではないかと思うのです。そういう意味では、まだ理想化されている部分が強いと思いますし、そんなに簡単にはなくならないと思います。ただ、実際の結婚が本当にロマンチック・ラブに基づいてされてきてはいなかったのではないかと考えると、もうすでにそういう価値基準自体が実は変わっているというか、そもそも結婚の基準は別にロマンチック・ラブではなかったのではないとも言えると思います。

(藤田) 私も大体、お二人と同じようなお答えになります。「ロマンチック・ラブ・イデオロギーに基づく恋愛結婚」ということを標榜しているけれども、その内実をよく見ないといけないのではないかと。赤枝さんが言われたとおりで、数字として恋愛結婚が見合い結婚を上回ったと言っても、それは計り方の問題で、計り方によって随分違う結果が出てくると思うのです。本人がそう思いたいからそう思っている、と。そこにはやはり強固なイデオロギーがあるので、そういう意味では今後も「恋愛結

婚」はなくならないだろうと思います。

そもそも、まず「恋愛」という言葉に見積もられた過剰な価値に注意する必要があります。日本には宗教がないとよく言われますけれども、ほとんど「恋愛教⁶」と言っていいくらいの強迫観念めいた、「恋愛していないとダメ」「恋愛していることは素晴らしいこと」という雰囲気がある気がします。ただ、それはなくなりつつあるのではないかという、もう一方の実感も最近ではあります。

ロマンチック・ラブ・イデオロギーに基づいた恋愛結婚の後に何が出てくるかというのは、ちょっと思いつきませんが、その手がかりになるかもしれないことを一つ申し上げます。フランスのパートナーシップみたいなものは日本にはないのですけれども、「できちゃった結婚」というのは、日本の新しい結婚の形態なのではないかということです。呼び名も受け取られ方も当初は決して良くはなかったのですけれども、最近は「授かり婚」と呼ばれることもありますし、「できちゃった」といっても、純粋な無計画でなく、結婚をある程度念頭に置いたうえで妊娠しているという場合も多い。経済的な理由ではありますが、「イエのための結婚」ではない。“ポスト恋愛結婚”を見定めるうえで鍵になるのは、もしかしたら「できちゃった結婚」という、日本の今の大きな現象なのかもしれません。

(近藤) 会場からのご質問の最後として、少々強引ですが、二つのご質問をまとめてお訊ねしたいと思います。一つは、「安定した社会を目指していくことを考えると、結婚することにより生活が安定し、財産の形成、子どもの育成が制度的に保証されることが重要だと思います。現状にあった政策の提言をどのように考えますか」というものです。もう一つは、今のご質問にもあった子どもの話になりますが、「結婚と子どもは切り離して考えることができると思いますか。また、切り離して考えるべきだとは思いませんか」というものです。これも重要な問題かと思いますが、どのようにお考えになりますか。

(大島) 後者からお答えしたいと思います。結婚と子どもは切り離して考えることができるかということですが、このときにイメージしている「結婚」とは何かが気になります。入籍していなければならないという含意があるのか、それとも、同性を含む二者間の共同生活といった広い意味での結婚なのでしょうか。

まずフランスでの議論を紹介しますと、フランスでは、婚姻を子どもと切り離せないものとする立場を今でも採用していると思います。というのも、同性婚を導入するときに、同性婚は導入するけれども同性のふうふによる共同養子縁組は認めないという選択肢、すなわち「婚姻を子どもと切り離す」という選択肢がありえたわけですが、フランス人はそれを採用しませんでした。「婚姻は子どもと切り離せない」ということを維持しています。ですので、同性婚が可能になった後も、「子どもを持って家族を形成する」という婚姻のあり方自体は変えなかったということになります。

これに対して、パートナーシップ制度の方は子どもとは切り離されたもので、そもそも子どものことを考えていません。実際にはその人たちは子どもを持っている可能性はあるのですけれども、制度としては切り離しているのがパートナーシップ制度で、それがフランスのやり方です。なお、フランスでは、婚姻せずに子どもを産み育てているカップルが多く存在しますので、子どもが欲しいならば婚姻しなければならないという形にはなっていません。例えば、父母は婚姻していなくても親権を共同行使することができます。その意味では、婚姻と子どもとは切り離されています。

6 小谷野敦『恋愛の超克』、角川書店、2000年、9頁。〈結婚の脱構築〉にとって示唆に富む著作である。

そこで、日本はどうかということです。まず、子どもと切り離せないという場合の「結婚」というものは、どのような関係のことを指しているのでしょうか。入籍した人たちだけが子どもを持つべき、あるいは妊娠したのであれば入籍すべきという規範意識が今の日本には強いという気がしているのですが、そのことを意味しているのでしょうか。あるいは、男女の関係のことを結婚と呼んで、男女の関係と子どもは切り話せない、と言っているのでしょうか。それとも、同性を含む二人の共同生活のことを結婚と言って、共同生活と子どもは切り離せない、と言っているのでしょうか。

日本において今、「入籍した結婚」でないと子どもは持てないと考えられているのだとすると、私自身はそれには賛成できないと考えています。先ほども言ったとおり、入籍したからといって子どもを持つに相応しい関係である・子どもを育てるのにいい環境であるということは保障されていませんし、反対に、入籍していなくても子どもを持つに相応しく子どもを育てるのにいい環境の人だって存在するからです。ですので、「入籍」と子どもとは切り離すべきだと思っています。ですが、子どもと切り離れた形で「結婚」を定義しにくいという点で、「結婚」と子どもにはなお一定の関連が残るようにも思います。

もう一つのご質問が、「安定した社会を目指していくことを考えると結婚することにより生活が安定し、財産の形成、子どもの育成が制度的に保障されることが重要」ということですが、私もそのように思っています。そのためにどうするかということですが、私の報告の中でご紹介した、フランスの後得財産共通制のような形で（あるいは他の財産制でも良いのですが）、夫婦財産制を整備し、婚姻関係存続時の財産的保護と、関係解消時の清算の手続を確立する必要があると思います。

現状の日本はどうなっているかというと、すべては当事者に任されています。例えば、婚姻中の夫婦の財産制は別産制ですが、実際には、妻が家計を管理し夫に小遣い制を課している夫婦が多く存在するようです。これは、事実上夫の財産を支配することによって夫が勝手に財産を処分してしまうことを防いでおり、法的権限の無さを埋め合わせるという自己防衛策ともいえます。このようなことができる当事者とできない当事者とで、財産的状况に差が生じることになります。離婚時の例では、以下ようになります。まず、離婚したときにお金が自分のところに来ないのはおかしいと思った場合に、相手に「財産分与をしてください」と交渉します。それでも相手が分与に同意しない場合、家庭裁判所に申し立てをすれば、調停や審判により、ようやく分与が命じられます。ですが、そもそもそのような手続をとれない人が多く、その場合は泣き寝入りすることになります。さらには当事者間の交渉では「離婚してもらえるだけでありがたい」という場合も多く、財産分与の請求権を放棄したうえで子どもの親権を取るということも起こっているのが日本の状況です。

昔のように、離婚した後は実家が扶養してくれるとか、親族や近所の人が仲介して相手と交渉してくれるというのならよかったのですが、今はもうその基盤がないと思いますので、やはり夫婦財産制と清算手続の整備による司法的な介入が必要ではないかと思っています。ですが、これが実現するには大規模な法改正が必要です。当面の対処としては、夫婦間の紛争が生じた際に家庭裁判所の利用を促すことが考えられるのですが、日本ではどうしても、裁判所に行くのは仰々しいことと思われて、利用が進まないというところもあります。だとすると、裁判所ではない、もう少しアクセスしやすいNPO法人などに仲介者・交渉者になってもらい、そういうところの力を借りるのを促す方が、日本には合っているかもしれないとも思います。

(赤枝) 「結婚することにより生活が安定し、財産の形成、子どもの育成が制度的に保障されることが重要だと思います」、そして「現状に合った政策の提言をどのように考えますか」ということですが、私は、社会学の中でも政策提言にはかかわらない、こういう資料を地味に見ているタイプの社会学者なので、政策の提言という「どうしよう」と思うところがあるのですが、結婚で生活を安定させるというよりは、結婚していない人や離婚した人の生活を安定させてほしいと思います。だから、結婚することだけが生活安定の唯一の方法ということにならないような制度を作るべきだと思います。

それから、「結婚と子どもは切り離して考えることができますか。また、切り離して考えるべきだとは思いませんか」ということですが、切り離すことができるし、切り離して考えるべきだと思います。「子どもの貧困」というのも昨今、問題になっていますが、子どもがどういう状況で生まれてきても――先ほどの「結婚しない人、離婚した人にも生活の安定を」と同じなのですが――安全に、安心して育ち上がる社会になってほしいと思っているので、子どもは結婚とはまた別の問題だと思います。

(藤田) 「子どもと結婚」の方からお答えします。

子どもがいる場合を想定して話が進んでいると思うのですが、子どもがいないというプレッシャーを感じている家庭もけっこうあると思います。子どもがいない結婚だとしてもそれはそれでいいわけで、そういう意味でも「切り離して」考えるべきです。ただ一方で、先に「切り離しがたさ」という話をしたように、現在の状況を考えたとき、親の自由だけでなく、子どもたちの安全もまたしっかり守られなければなりません。そのバランスを十分に考慮したうえでなら、原則的には結婚と子ども（ないし家族）は切り離し可能であると思います。

私は、家族というのは多孔的、つまり穴がたくさん空いている方がいいと思っています。これも先に触れたように、信田さよ子さんが「すきま風家族」と言っていて、すきま風が吹いているぐらいがちょうどいい、と。ものすごく愛し合って、熱烈で、家族もとても仲がよくて、というのが何となく理想として描かれがちで、それはそれで結構だと思うのですが、そうでない形も十分認められるというあり方がいいのではないか。それが複数の選択肢を用意することにもつながっていくのではないかと。「理想はこの形」と決めない方向がいいと思うのです。

その観点から第1の質問にもお答えすると、「安定した社会」といったときの「安定」とは何か、ということを考える必要があります。どういうことを安定と言えるのかを考えて、現状に合った政策提言を考えていくべきだと思うのです。二親がいるからといって安定するわけではないし、一人親だから安定しないわけでもない。それは経済状況によったり親との関係によったり、実にさまざまな要因によって規定されているわけです。「安定」と言えるための条件をいろいろと考えた方がいいと思います。結婚像・家族像には「この道しかない」と決めつけず、複数の選択肢を考えるために、脱構築という視点が大切になってくると思います。

(近藤) ありがとうございます。いよいよ議論が盛り上がってきたところではありますが、そろそろ終えなければなりません。そこで、今日を振り返ってのコメントを提題者の皆様に一言ずつお聞きして、シンポジウムの締めくくりとしたいと思います。

(大島) 先ほどお答えしたことについて、一言補足しておきたいと思います。「婚姻だけの保障を厚くして、そこで子どもを持つようにしよう」ということを言いたかったわけではなくて、婚姻の中の保障を厚くしつつ、でも婚姻の外にいる人たちを排除しない、つまり婚姻の外で子育てがあるということを前

提としたうえで、しかし婚姻の中の安定性ということでは今の日本ではあまりにも保障が整っていないので、それを改善したい、という趣旨でした。ですので、婚姻制度の独占性を維持したい、という趣旨ではなかったということを補足したいと思います。

全体の話としては、日本の現在の特徴的なあり方をどう変えていくのが一番望ましいかを見つけるのがやはり難しいと感じています。先ほどご説明したような離婚後の状況などが起こらないように、司法や他の方法で何とかできるのではないかと思うのですが、一度にすべての問題が解決するといった魔法みたいなものはありませんので、変えられるところから徐々に徐々に変えていって、なるようにしていくしかないのかと思います。それでは根本解決にならない、時間がかかる、歯がゆい、と言われるかもしれないけれども、そうしていくしかないのではないかと考えています。

逆に言うと、大転換は望ましくないとも考えています。日本は大転換によってこの現在の婚姻制度を作ってきました。明治時代に外国との不平等条約を改正するために民法というものを作る際、キリスト教の背景を持つ諸外国に野蛮だと思われたい範囲で、しかし日本の地方の数ある慣習にも配慮しつつ、家制度を作りました。しかしそれでも、当時の日本人の感覚とはずれた、婚姻制度となったと言えます。届出をしていなければ婚姻ではないという扱い、一夫一婦制、婚姻の主体が（戸主ではなく）新郎新婦となる当事者二人であるといった点は、当時の慣行からすると「進歩的」に映ったと思われます。また、戦後の民法改正では、家制度の実態が消滅したわけではないにもかかわらず、敗戦による大転換を余儀なくされ、表面上の家制度廃止、男女平等、夫婦の平等が作られました。もちろん、これらの「進歩的」な原則が制度上肯定されたことによって改善した部分もありますが、他方で、実態において夫婦を平等と扱う地盤が未熟なままで形式的にだけ平等になったことにより、実質的不平等が見過ごされることになったとも言えます。今までのことを見ると、婚姻制度と夫婦の実態との乖離を発生させてしまった点で、大転換というのは望ましくないと思っています。これからは、夫婦の実態を踏まえていないどこか浮いたところのある制度ではなく、実際の夫婦生活と噛み合うように婚姻制度を修正し根づかせていく作業が必要だと思っています。

そのときに、先ほどから強調しているのですが、やはり私たち一人一人の行動はすごく大きな力を持っていると思うのです。例えば、「国が夫婦別姓や同性婚を認めてくれないから私は虐げられている」とか「だから結婚できない」と考えて諦めてしまうと何も変わりませんが、現行制度にとらわれずに「別に入籍しなくてもいい」と考えて、その考えのもとで二人で工夫して生きていくことは（困難はあるかもしれないけれども）可能なことだし、許されているわけです。そういう人たちが増えていくと、「ニーズが高まっている」ことが認識され夫婦別姓や同性婚が実現されていくだろうと思うのです。フランスの例で言えば、現在のフランスでは婚内子・婚外子を区別する言葉が民法から削除されており、婚外出生率が高いことで有名なのですが、それは「婚外出生率を増やそう」と政府が考えて何もないところから国の主導で法律を変えたわけではありません。既存の婚姻制度に反発する人たちが、婚姻外でカップル関係を形成し子どもを産んで育て始めたため、その数の増加を無視できなくなったということが背景にあります。すなわち、実践の方が先にあって、それに合わせて法律が変わったわけです。ですから、皆さんぜひ、自分の思うように動いてほしいと思います。

（赤枝） 全体を通しての感想ですが、私はこれまでむしろ、結婚には結びつかない関係を研究してきました。結婚という形をとらない関係に特に関心や興味を持って研究してきましたので、結婚というのがピンとこなくて、どういうふうはこのシンポジウムのテーマに私の研究を結びつけたらいいか、最

初はすごく悩みました。それで、たまたま「レズビアン夫婦」という記事を見つけて、これだときりぎり結婚というテーマに結びつけられるのではないかって思って調べ始めたら ― 聞いていただいた皆さんがどのように思われたか分かりませんが ― すごく面白かったのです。つまり結婚とか夫婦と言っているけれども、(過去のレズビアン夫婦というのは) 今の観点からするとけっこうむちゃくちゃな感じがします。そして、そのむちゃくちゃぶりが面白いのです。むしろ今の方が、「結婚というのはこうじゃない」と、イメージが狭まっているのではないかと思いました。その枠を広げて結婚すべき、という話では全くないのですけれども、オルタナティブを考えていくときに、諸外国ではなく日本の過去にあった事例が、この社会でこれから生きていくにあたって参考になるといいと思って、今日は発表させていただきました。

(藤田) 最後にお二方が語られたことに、今日の話に通底するものが出ていたと思います。大島先生は、「大転換はむしろ望ましくなく、ささやかな変化の積み重ねが求められる」「一人一人の意思で、行動を通じて変えていくことが重要」と言われました。また赤枝先生の方は、「昔のレズビアン夫婦は、今から見るとむちゃくちゃかもしれないが、それがすごく面白かった。しかし今は、そういうことが制限され、狭まっている気がする」ということでした。

私自身は「マイノリティのまなざし」を持って考えるということで、常識的だと思われること、当たり前だと思われることの裏面を考えてみたわけですが、三人それぞれに破れ目を探しているというか、今ある形というのは絶対ではないし、固定的でもないし、今ある中にもいろんな可能性は見えているし、希望もある。ただ、それが見えなくなっていて、今は絶望ばかりとか、全く何の可能性もないとか、そう思いこんでしまったら、本当にそうになってしまうところがあると思うのです。いろんな可能性を探すためには、いろんな参照軸が必要です。大島先生であればフランスと法学という参照軸をお持ちですし、赤枝先生であれば日本の過去と社会学に参照軸があり、私は西洋の哲学史に参照軸を求めた。それぞれに参照軸を持ちながら、今の日本を改めて考えようとしています。私たちの発表が、皆さんがそれぞれ自分なりの参照軸を持って、結婚とは何か、愛・性・家族とは何かを考えるよすがとなれば幸いです。

(近藤) ありがとうございます。提題者の皆様には、法学、社会学、哲学とそれぞれの分野を背負ってお話ししていただくような形になり、精神的に非常にご負担をおかけしたのではないかと思います。また、会場の皆様もいろいろご質問を下さりまして、本当にありがとうございました。これで、シンポジウムを終わりにしたいと思います。

応用倫理 ― 理論と実践の架橋 vol. 8 別冊
結婚という制度 その内と外 ― 法学・社会学・哲学からのアプローチ

2015 年 3 月 31 日 発行

編集委員長

蔵田伸雄

編集委員

柏葉武秀、近藤智彦、田口 茂

眞嶋俊造、村松正隆、山田友幸

©2015 応用倫理研究教育センター

ISSN 1883-0110

〒 060-0810

札幌市北区北 10 条西 7 丁目

北海道大学大学院文学研究科

応用倫理研究教育センター

Tel : 011-706-3062

E-mail : caep@let.hokudai.ac.jp

URL : <http://ethics.let.hokudai.ac.jp/>